

## 第9期

匝瑳市高齢者福祉計画  
介護保険事業計画（案）  
そうさスマイルシニアプラン  
令和6年度～令和8年度

令和6年3月

匝瑳市







# 目 次

<b>第 1 章 計画の策定にあたって</b> .....	
1 計画策定の趣旨と背景.....	
2 計画の性格と位置付け.....	
(1) 根拠法令等.....	
(2) 関連計画との関係.....	
(3) 計画の期間.....	
3 計画の策定体制.....	
(1) 介護保険運営協議会による検討.....	
(2) 計画策定への市民参加.....	
(3) パブリックコメントの実施.....	
<b>第 2 章 匠瑤市の高齢者等の現状</b> .....	
1 人口と世帯の状況.....	
(1) 人口動態.....	
(2) 人口ピラミッド.....	
(3) 高齢者のいる世帯の状況.....	
2 介護保険事業の状況.....	
(1) 被保険者数の推移.....	
(2) 要支援・要介護認定者数の推移.....	
(3) 調整済み認定率の比較.....	
(4) 認知症高齢者数の推移.....	
(5) 介護給付費の推移.....	
(6) 受給者数・受給率の推移.....	
3 調査からみる匠瑤市の現状.....	
4 高齢者を取り巻く主な課題.....	

### 第3章 計画の基本的な考え方.....

- 1 計画の基本理念.....
- 2 計画の基本目標.....
  - (1) 自立した生活を支える地域づくり.....
  - (2) 介護予防の推進と高齢者の生きがいつくり.....
  - (3) 高齢者とその家族を見守るまちづくり.....
  - (4) 介護保険サービスの充実.....
- 3 施策体系.....

### 第4章 高齢者福祉施策の推進.....

- 1 自立した生活を支える地域づくり.....
  - (1) 在宅医療と介護連携の推進.....
  - (2) 関係機関との連携強化.....
  - (3) 生活支援体制整備の推進.....
  - (4) 地域共生社会の実現に向けた体制整備.....
- 2 介護予防の推進と高齢者の生きがいつくり.....
  - (1) 介護予防・生活支援サービス事業の充実.....
  - (2) 適切な介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント.....
  - (3) 一般介護予防事業の充実.....
  - (4) 社会参加の促進.....
- 3 高齢者とその家族を見守るまちづくり.....
  - (1) 高齢者虐待の防止等高齢者の権利擁護の推進.....
  - (2) 認知症施策の推進.....
  - (3) 成年後見制度の周知と利用促進.....
  - (4) 一人暮らし高齢者を見守る仕組みづくり.....
  - (5) 安心・安全対策の推進.....
  - (6) 介護家族に対する支援の充実.....
- 4 介護保険サービスの充実.....
  - (1) 介護保険サービス提供基盤の指導.....
  - (2) 介護支援専門員へのサポートの充実.....
  - (3) 介護人材の育成・確保.....
  - (4) 低所得者への負担軽減.....
  - (5) 介護給付等費用の適正化.....

### 第5章 介護保険事業の推進.....

- 1 推計の手順.....

次回以降の会議にて 提示
-----------------

- 2 将来推計.....
- 3 介護サービス給付の推移と見込み.....
- 4 地域支援事業の事業内容.....
- 5 第9期計画の介護事業費の見込みと保険料.....

**第6章 計画の推進**.....

次回以降の会議にて 提示
-----------------

- 1 計画の推進.....

**資料編** .....

- 1 策定の経過.....
  - 2 匝瑳市介護保険運営協議会委員.....
  - 3 用語解説.....
- |                 |
|-----------------|
| 次回以降の会議にて<br>提示 |
|-----------------|

# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨と背景

わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年一貫して増加を続けており、2020年（令和2年）の国勢調査では高齢化率は28.8%となっています。また、2025年（令和7年）にはいわゆる団塊世代が75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えることが見込まれます。全国で見れば、65歳以上人口は2040年（令和22年）を超えるまで、75歳以上人口は2055年（令和37年）まで増加傾向が続きます。そして要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は2035年（令和17年）まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060年（令和42年）頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。

一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれ、今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なります。こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要です。

本市では、令和3年3月に策定した「第8期匝瑳市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 そうさスマイルシニアプラン」において、基本理念である「地域で共に支えあい 高齢者の笑顔があふれるまち」の実現に向け、高齢者が自らの能力と活力を十分に発揮し、住み慣れた地域で個人の尊厳が守られながら自立した生活を送ることができる地域社会の構築を目指してきました。このたび計画期間が満了したことから、国の第9期計画の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第9期匝瑳市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。



## ◆第9期介護保険事業の基本指針の基本的な考え方

### 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

#### ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要

・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要

・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

#### ② 在宅サービスの充実

・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要

・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

### 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

#### ① 地域共生社会の実現

・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進

・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待

・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

#### ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

#### ③ 保険者機能の強化

・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上
- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
  - ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進

## 2 計画の性格と位置付け

### (1) 根拠法令等

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定による市町村老人福祉計画で、本市において確保すべき高齢者福祉事業の量の目標を定め、供給体制の確保を図るものです。

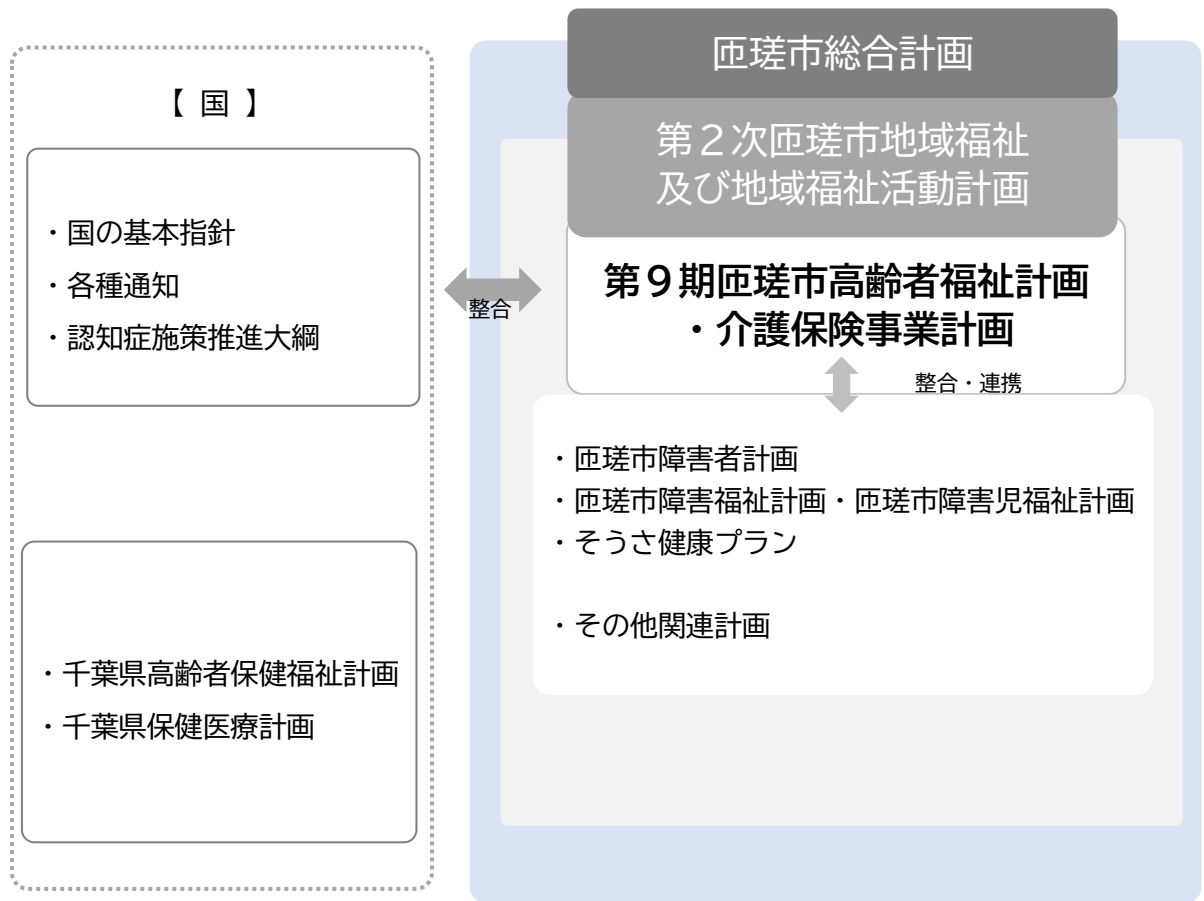
介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定による市町村介護保険事業計画で、本市における要介護者等の人数、要介護者のサービスの利用意向等を勘案し、必要なサービス量を見込み、介護サービスを提供する体制を確保する等、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に資することを目的としたものです。

なお、両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

### (2) 関連計画との関係

本計画は「匝瑳市総合計画」及び「第2次匝瑳市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を上位計画とする福祉分野の計画であり、「匝瑳市障害者計画」、「匝瑳市障害福祉計画・匝瑳市障害児福祉計画」、「そうさ健康プラン」等本市が策定する他の計画との整合を図って策定しています。

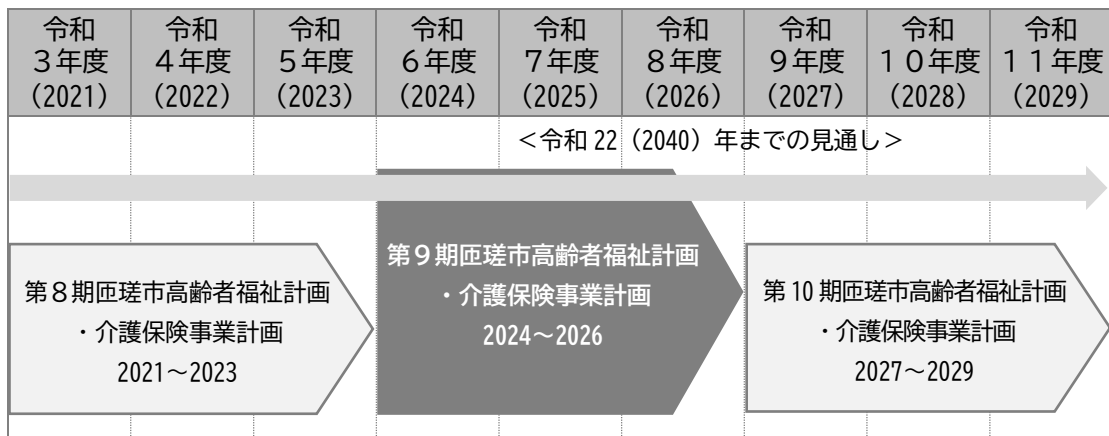
また、千葉県が策定する「千葉県高齢者保健福祉計画」、「千葉県保健医療計画」との連携を図って策定しています。



### (3) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点を持つものとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図ることができるものとする。



### 3 計画の策定体制

---

#### (1) 介護保険運営協議会による検討

---

高齢者福祉事業・介護保険事業の運営には、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとするのが求められるため、保健・医療・福祉関係者等によって構成する「匝瑳市介護保険運営協議会」を設置しています。

本計画の策定にあたって、「匝瑳市介護保険運営協議会」において、各種施策等の計画内容を協議・検討し、意見や要望の集約を図りました。

#### (2) 計画策定への市民参加

---

本計画の策定にあたって、高齢者やその介護者の実態や課題、意見や要望等を把握するために、一般高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。）及び在宅の要支援・要介護認定者を対象とした「在宅介護実態調査」、介護保険事業所を対象とした「介護サービス提供事業者調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

#### (3) パブリックコメントの実施

---

より多くの市民の意見を反映させるため、令和●年●月●日から令和●年●月●日までパブリックコメントを実施しました。

## 第2章

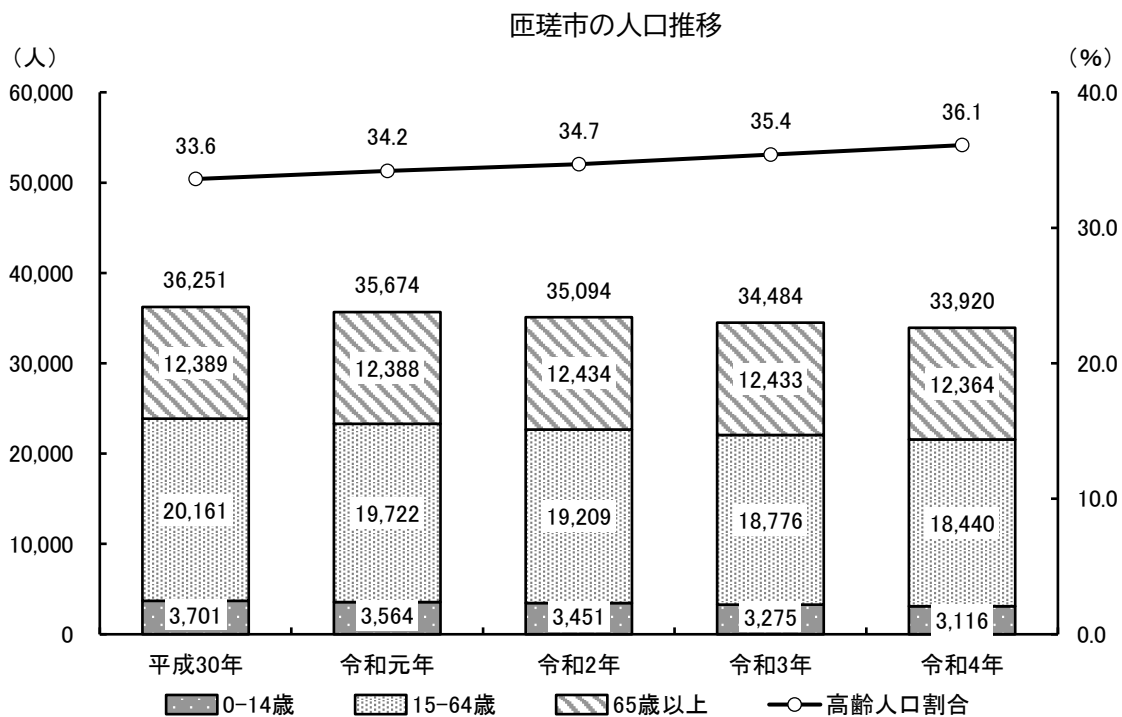
# 匝瑳市の高齢者等の現状

## 1 人口と世帯の状況

### (1) 人口動態

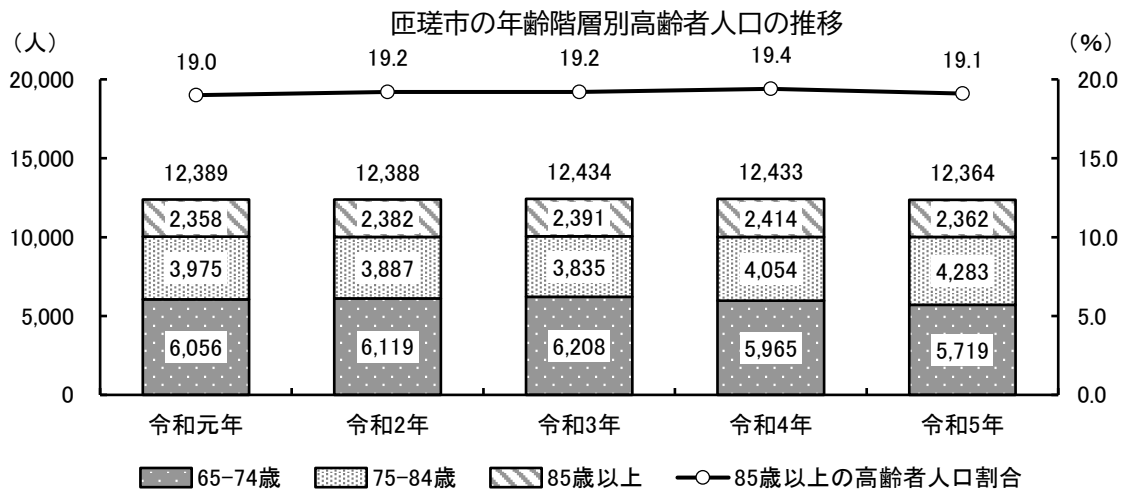
本市の人口は、0～14歳人口と15～64歳人口は減少傾向、65歳以上の人口は横ばいで推移しており、全体として減少傾向がみられます。

令和5年の高齢人口割合（高齢化率）は36.1%で、市民の3人に1人が高齢者となっています。



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

本市の高齢者人口の推移を年齢階層別にみると、65～74歳の人口は令和3年から5年にかけて減少しています。また、高齢者の過半数を75歳以上の後期高齢者が占めており、特に75～84歳の高齢者が増加しています。

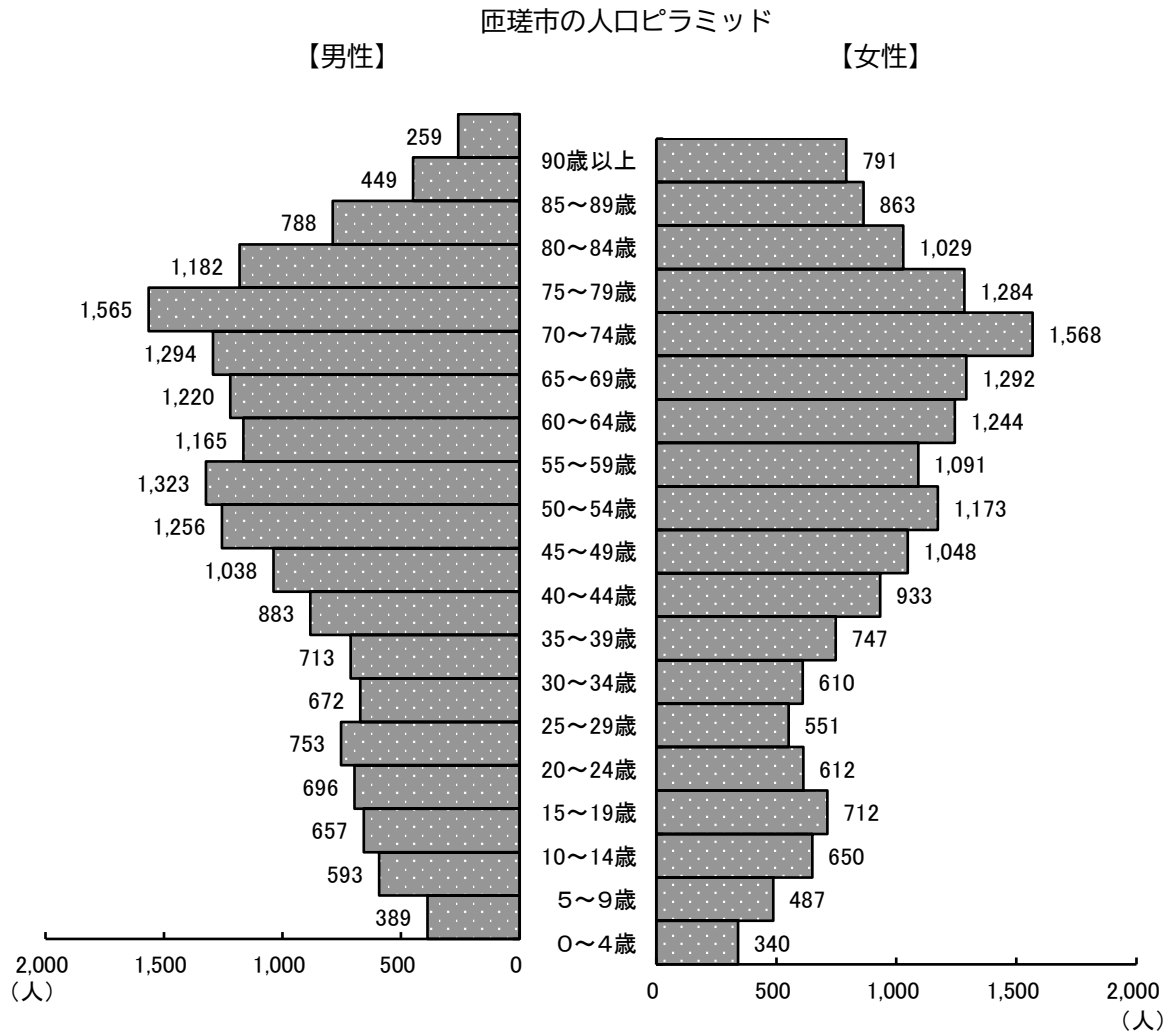


資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

## (2) 人口ピラミッド

本市の人口構成をピラミッドで見ると、男女とも70～74歳が最も多い「つぼ型」の形をしています。

以前はピラミッド型であった人口構成は、今後もさらに高齢化及び少子化が進むことにより、逆ピラミッド型に変化していくと予測されます。



資料：住民基本台帳（令和5年9月末現在）

### (3) 高齢者のいる世帯の状況

本市の高齢者のいる世帯は、年々増加しており、令和2年では世帯総数の60.8%にあたる7,813世帯に高齢者がいる状況です。

また、高齢者独居世帯、高齢夫婦世帯ともに増加傾向が続いており、高齢者独居世帯は平成17年の約1.9倍となる1,741世帯、高齢夫婦世帯は平成17年の約1.6倍となる1,452世帯となっています。

匝瑳市の世帯数の推移

単位：％

項目	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
全世帯数（一般世帯数）	12,667世帯	12,845世帯	12,673世帯	12,848世帯
高齢者を含む世帯 （全世帯数に占める割合）	6,814世帯 (53.8%)	7,069世帯 (55.0%)	7,435世帯 (58.7%)	7,813世帯 (60.8%)
高齢者独居世帯 （高齢者を含む世帯に占める割合）	924世帯 (13.6%)	1,146世帯 (16.2%)	1,346世帯 (18.1%)	1,741世帯 (22.3%)
高齢夫婦世帯 （高齢者を含む世帯に占める割合）	894世帯 (13.1%)	1,019世帯 (14.4%)	1,207世帯 (16.2%)	1,452世帯 (18.6%)

資料：地域包括ケア「見える化」システム

国及び県と比較すると、本市の高齢者を含む世帯の割合は高くなっています。

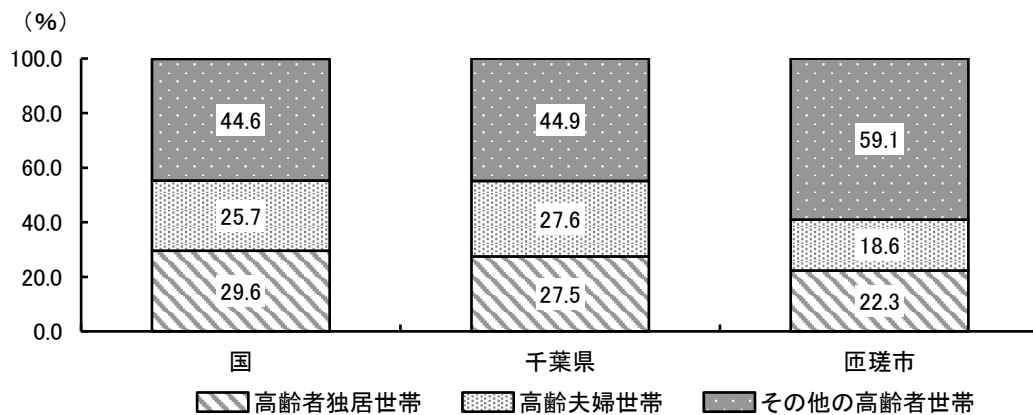
一方、高齢者を含む世帯の内訳をみると、本市では「その他の高齢者世帯」が6割となっており、「高齢独居世帯」、「高齢夫婦世帯」の割合は国・県よりも低くなっています。

匝瑳市と国・県の高齢者を含む世帯数・構成比（令和2年）

単位：％

項目	国	千葉県	匝瑳市
全世帯数（一般世帯数）	55,704,949世帯	2,767,661世帯	12,848世帯
高齢者を含む世帯数 （全世帯数に占める割合）	22,655,031世帯 (40.7%)	1,090,448世帯 (39.4%)	7,813世帯 (60.8%)

資料：地域包括ケア「見える化」システム



資料：地域包括ケア「見える化」システム



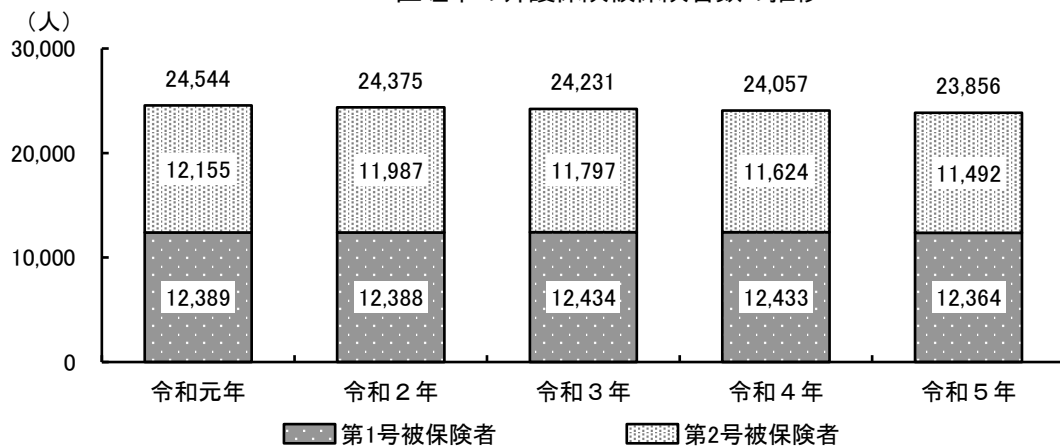
## 2 介護保険事業の状況

### (1) 被保険者数の推移

本市の介護保険被保険者数（住民基本台帳ベースの概数）は減少傾向が続いており、特に第2号被保険者数が大きく減少しています。

被保険者の種類別にみると、第2号被保険者よりも第1号被保険者が多くなっています。

匝瑳市の介護保険被保険者数の推移



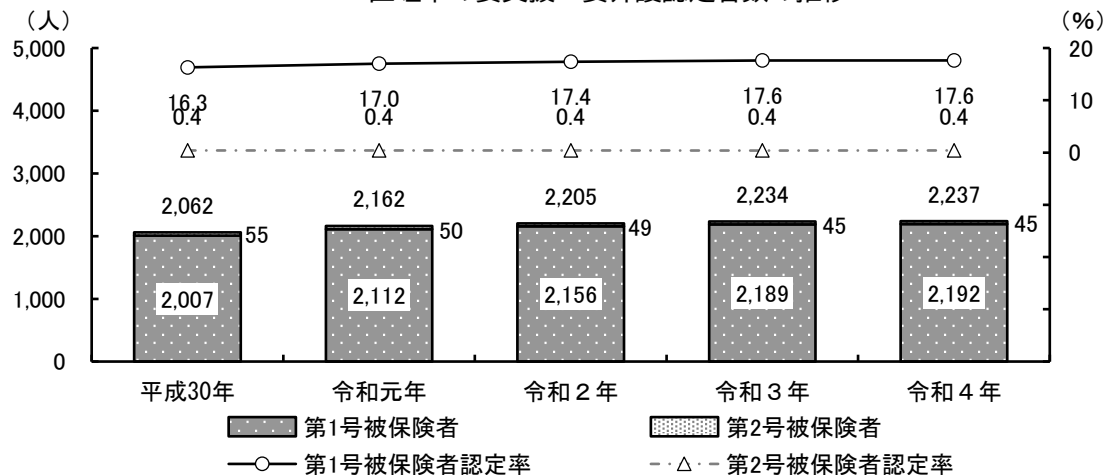
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

### (2) 要支援・要介護認定者数の推移

本市の第1号被保険者（65歳以上）の要支援・要介護認定者数は年々増加しており、令和4年で2,192人となっています。

第2号被保険者（40～64歳）の要支援・要介護認定者数は45～55人で推移しています。

匝瑳市の要支援・要介護認定者数の推移



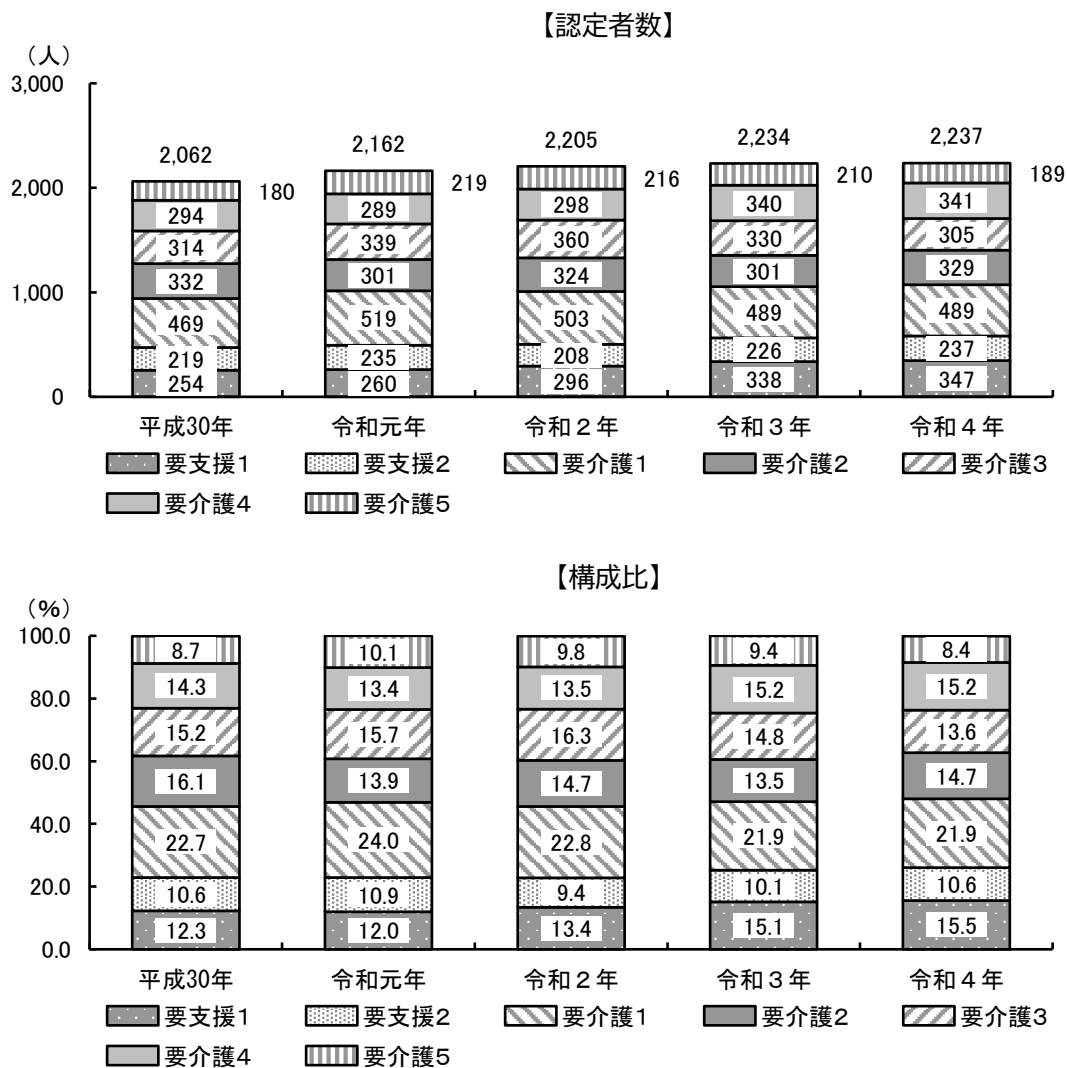
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

要介護度別にみると、本市では要介護1が最も多く、令和4年では489人と全体の21.9%を占めています。

また、要介護3以上の人数を合計すると令和4年で835人と、全体の37.3%となっています。

要支援認定者（要支援1・2）の人数も年々増加しており、令和4年では584人と26.1%となっています。

匝瑳市の要支援・要介護認定者の推移（要介護度別・構成比）



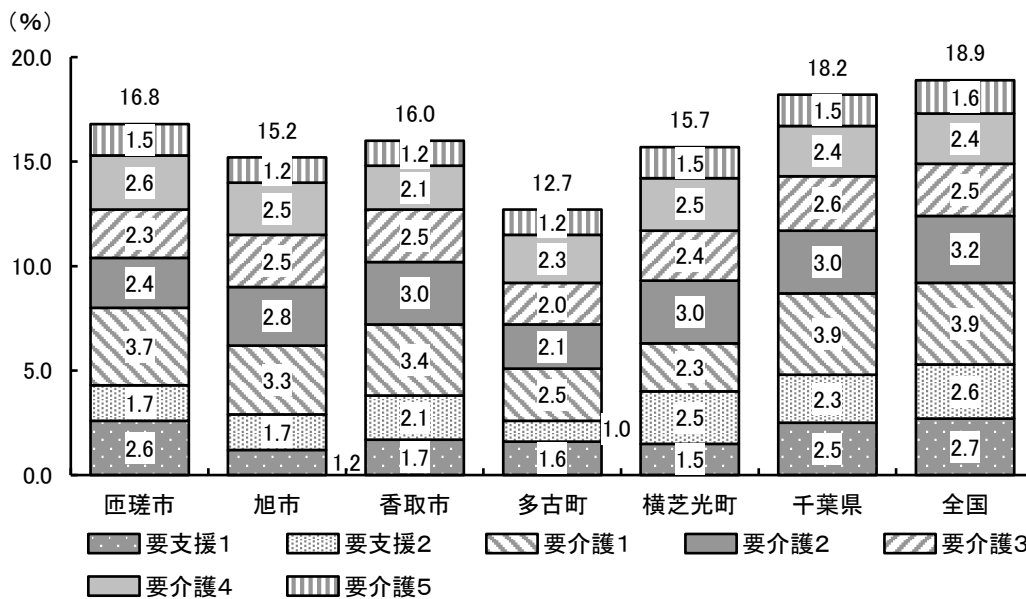
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

### (3) 調整済み認定率の比較

本市の調整済み認定率（性・年齢調整を行い、同じ人口構成と仮定したもの）は16.8%で、国及び県より低いものの、隣接する近隣市町と比較すると高くなっています。

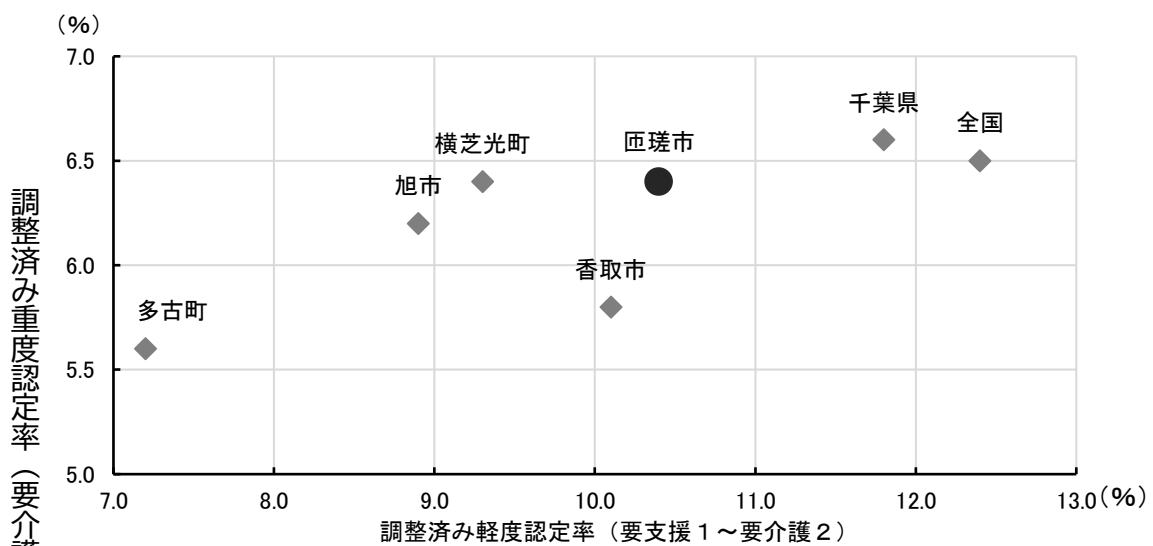
調整済み認定率の分布をみると、軽度認定率（要支援1～要介護2）、重度認定率（要介護3～要介護5）ともに国及び県より低くなっています。

匝瑳市の要支援・要介護認定者の推移（要介護度別・構成比）



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和3年度）

調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の分布（隣接自治体及び国・県との比較）

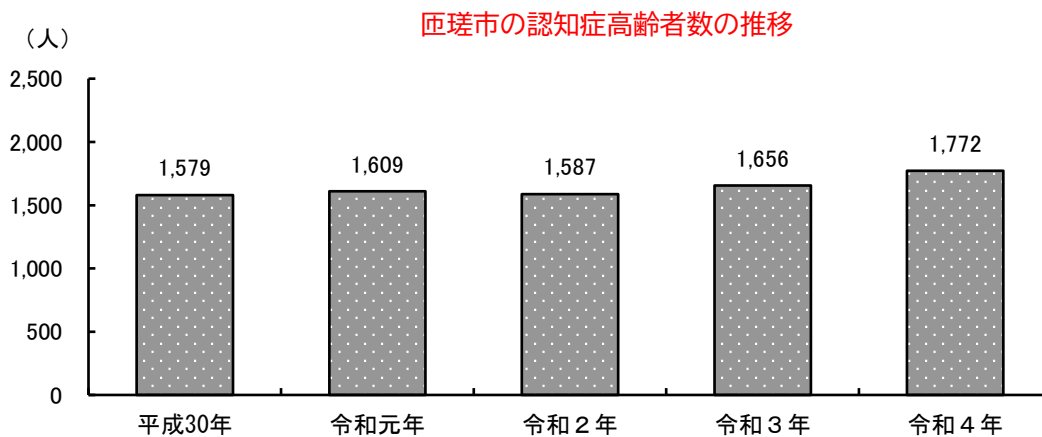


資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和3年度）

#### (4) 認知症高齢者数の推移

本市の認知症高齢者数（認知症高齢者の日常生活自立度判定Ⅱ以上の要支援・要介護認定者数）は、概ね増加傾向にあり、令和4年には1,772人となっています。

なお、日常生活自立度Ⅱは、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立して生活できる状態です。

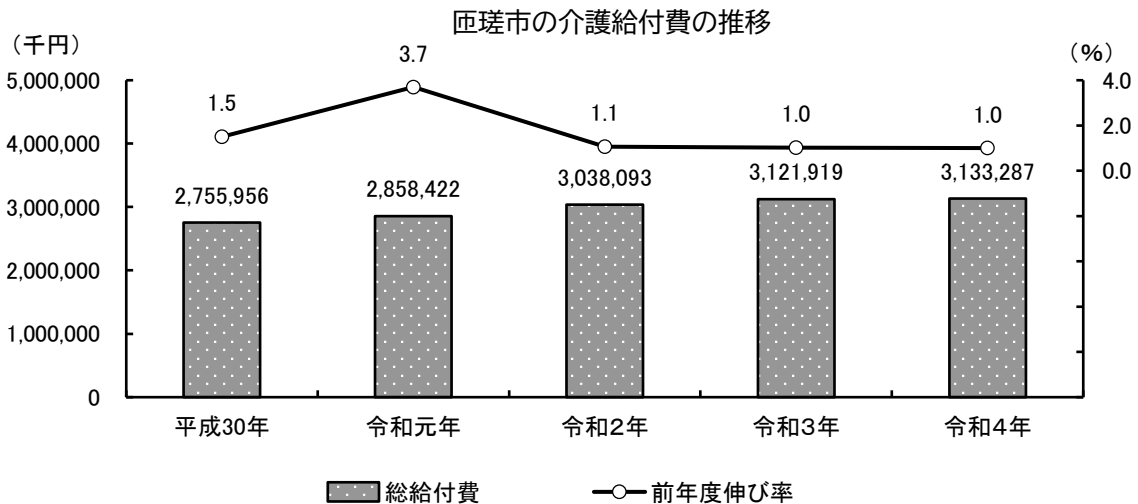


資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年10月末）

## (5) 介護給付費の推移

本市の介護給付費は、年々増加しており、令和4年度では約31億3,300万円となっています。

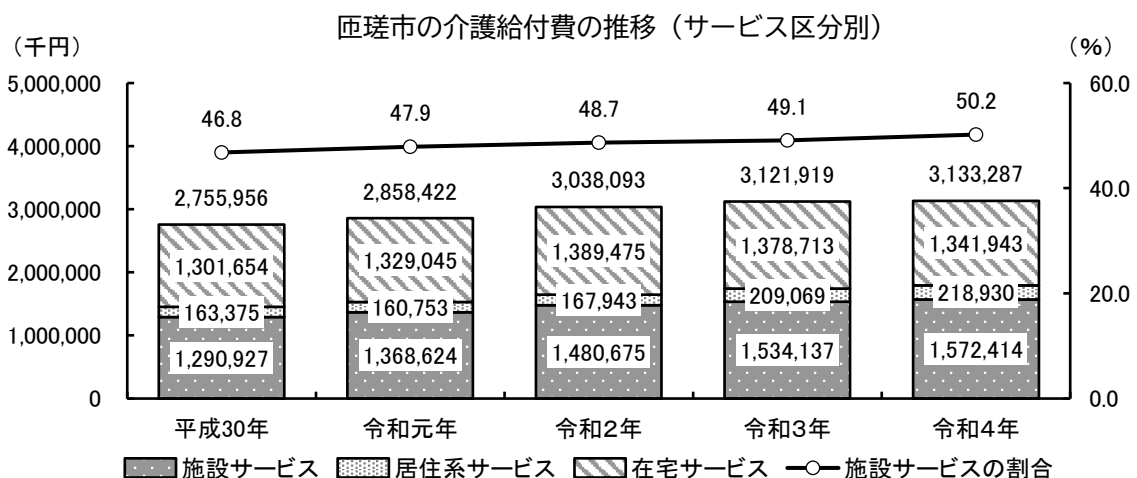
給付費の伸び率は、令和元年度から令和2年度にかけて減少し、その後は横ばいで推移しています。



※端数処理の関係で合計があわないことがあります。以降同じ。

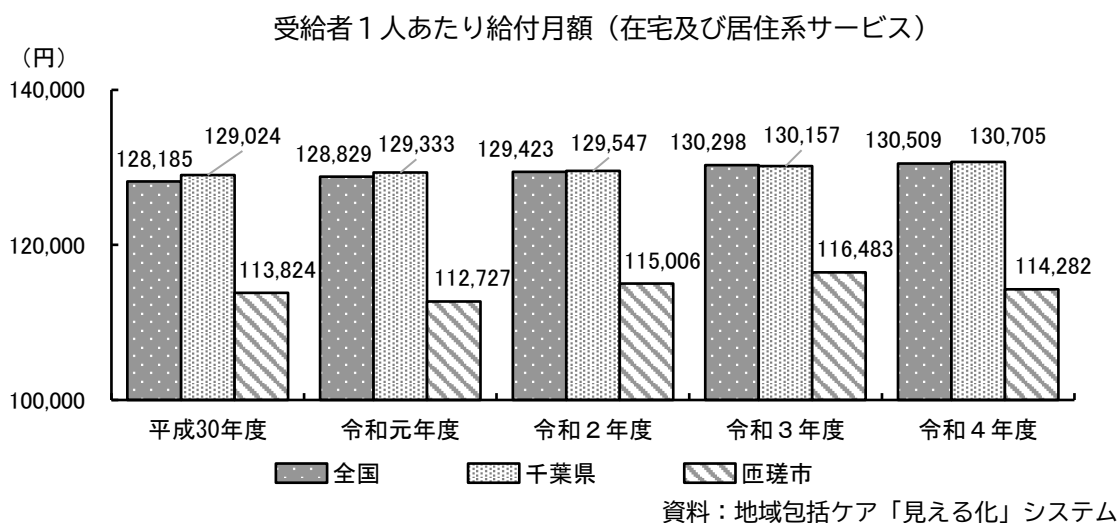
資料：地域包括ケア「見える化」システム

サービス区別にみると、施設サービスの給付費が年々増加傾向にあります。また、令和元年度以降は施設サービスの給付費が在宅サービスを上回る状態が続いており、令和4年度は約15億7,200万円で全体の50.2%となっています。



資料：地域包括ケア「見える化」システム

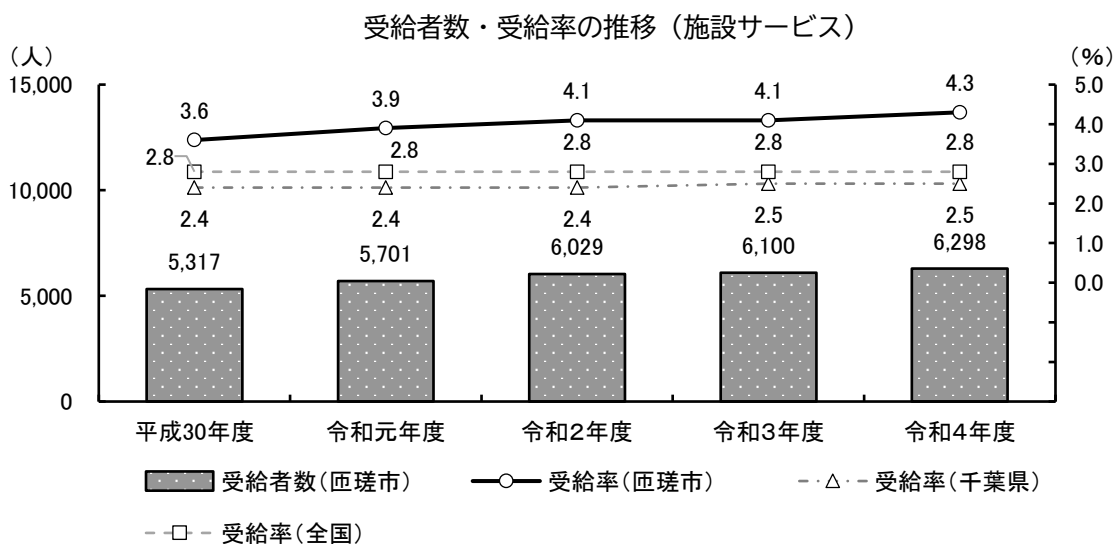
なお、本市の在宅及び居住系サービスの受給者1人あたり給付月額は、国・県よりも低く、令和4年度で11万4,282円となっています。



## (6) 受給者数・受給率の推移

### ① 施設サービス

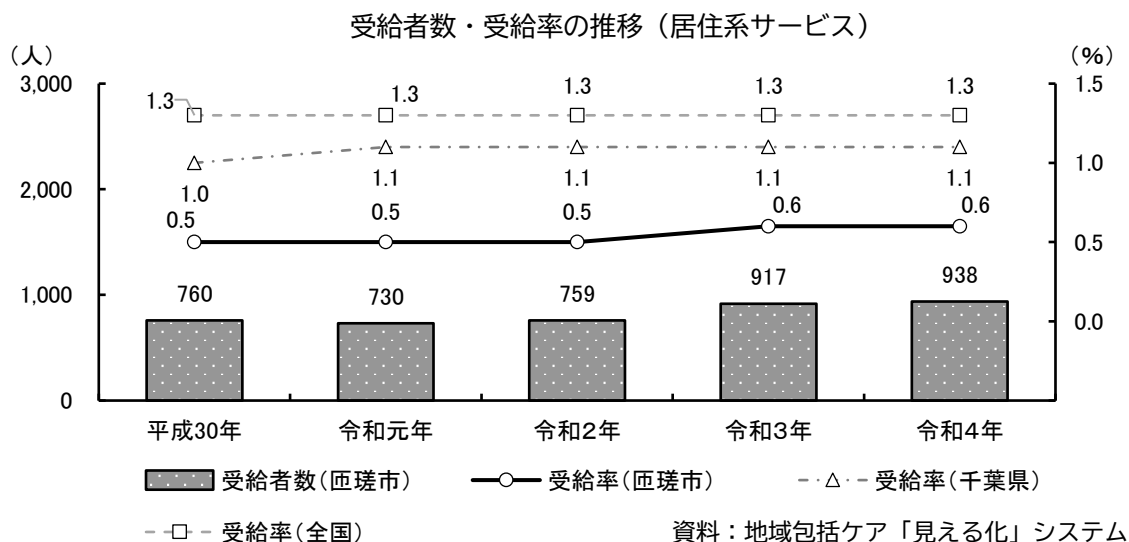
施設サービスの受給者数は増加傾向にあり、令和4年度では6,298人となっています。受給率は国及び県より高くなっています。



## ② 居住系サービス

居住系サービスの受給者数は、令和2年まで700人台で推移していましたが、令和3年以降増加し、令和4年では938人となっています。

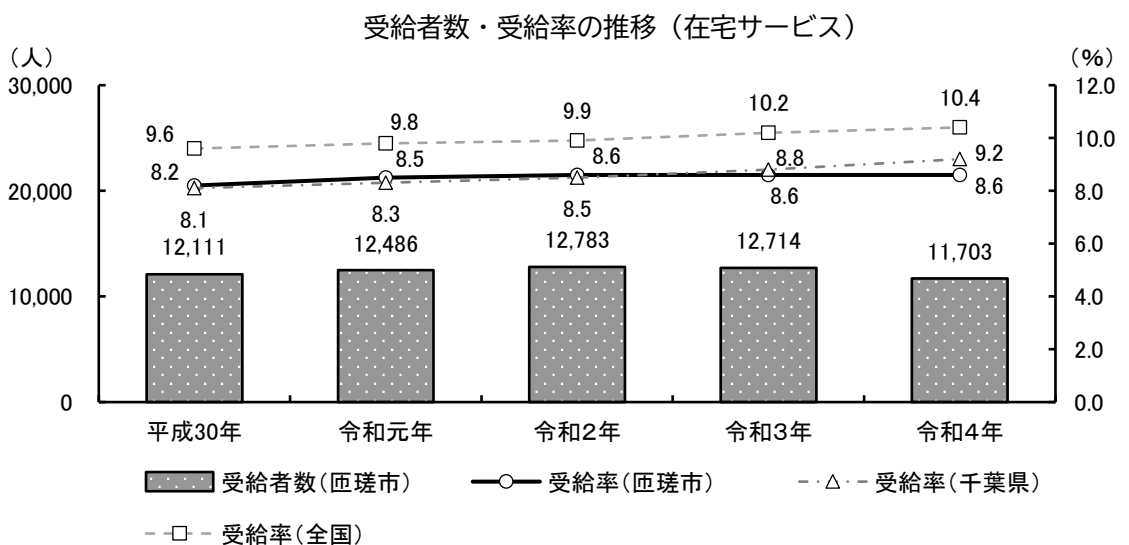
受給率は国及び県より低くなっています。



## ③ 在宅系サービス

在宅サービスの受給者数は令和2年まで増加していましたが、令和3年度以降減少し、令和4年度では11,703人となっています。

受給率は国より低く、県と同程度の割合となっています。



### 3 調査からみる匝瑳市の現状

#### (1) 調査の概要

##### ① 調査の目的

本調査は、老人福祉法昭和38年法律第133号及び介護保険法平成9年法律第123号に基づき、令和6年度を初年度とする第9期匝瑳市高齢者福祉計画・介護保険事業計画等の策定に向け、高齢者の地域生活の状況や課題、介護サービス供給見込量等を調査し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

##### ② 調査対象

調査名	対象者
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	令和4年11月30日現在で65歳以上の者 (要介護1～要介護5の者、施設利用者を除く。)
在宅介護実態調査	要介護(支援)認定を受けている者(施設利用者を除く。)
介護サービス提供事業者調査	市内の介護保険事業所

##### ③ 調査期間

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査：令和5年2月～令和5年3月

在宅介護実態調査：令和4年9月～令和5年3月

介護サービス提供事業者調査：令和5年3月～令和5年4月

##### ④ 調査方法

郵送配付・郵送回収方式(在宅介護実態調査においては、認定調査員等による聞き取り)

##### ⑤ 回収状況

調査名	配布数	有効回答数	有効回答率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2000通	1441通	72.1%
在宅介護実態調査	—	564通	—
介護サービス提供事業者調査	20通	16通	80.0%



## ⑥ 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- ・調査結果を図表にて表示していますが、グラフ以外の表は、最も高い割合のものを■で網かけしています。（無回答を除く）
- ・回答者数が1桁の場合、回答件数による表記としています。また、クロス集計において回答者数が1桁の場合は、コメントを差し控えています。
- ・「幸福度別」は問64「あなたは、現在どの程度幸せですか（「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として、ご記入ください）」を「0点以上4点未満」「4点以上7点未満」「7点以上」に分類し、集計しています。

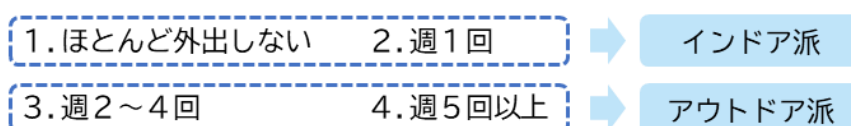
⑦ 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の分析について

分析においては、要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することに主眼を置き、「介護予防・フレイル対策、認知症予防」へとつなげていくための、基礎調査として位置づけられています。

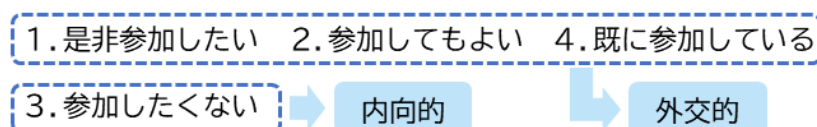
フレイルとは加齢とともに体や心の働き、社会的なつながりなどが弱くなった状態のことを指し、予防に取り組むことでその進行を緩め健康な状態に戻すことも可能であることから、高齢者をタイプ別に分類し、虚弱高齢者を把握する項目とのクロスを行います。

なお、高齢者の「タイプ別分類」は、下記に示すように問「週に1回以上は外出していますか」及び問「健康づくり活動や趣味等のグループ活動に参加者として参加してみたいと思いますか」の設問より判定しています。

問18 週に1回以上は外出していますか。



問53 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。



地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。

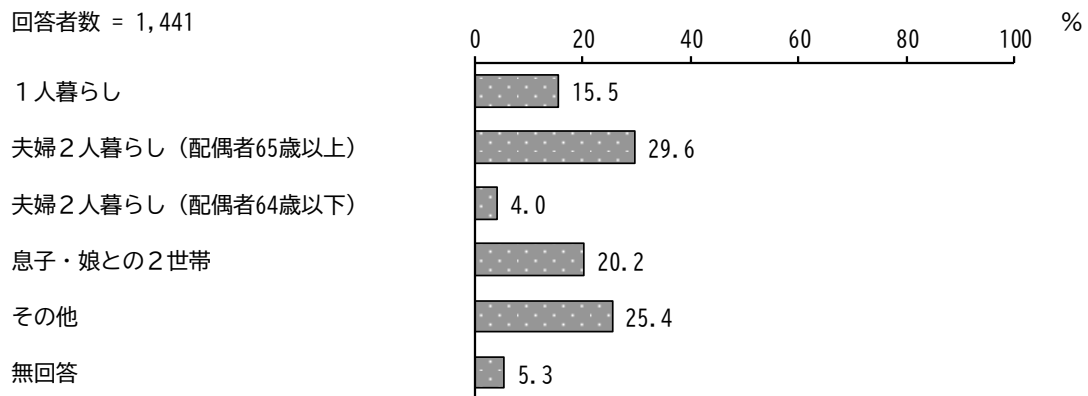
タイプ別分類	特性	想定される事業の方向性
インドア派 外交的	現在は、自宅の中で楽しむ志向が強いが、潜在的な外交的志向がある	・介護予防事業、サロンへの参加促進 ・ボランティア等への参加促進 など
インドア派 内向的	現在、今後も、自宅の中で楽しむ志向が強い	・介護予防など健康情報の提供 ・生涯学習情報の提供 ・在宅生活を支援するための情報提供 など
アウトドア派 外交的	自宅の外で楽しむ志向が強く、外交的志向もある	・介護予防事業、サロンへの参加促進 ・各種事業の運営と支援 ・ボランティア等への参加促進 など
アウトドア派 内向的	自宅の外で楽しむ志向が強いが、外交的志向はあまりない	・介護予防など健康情報の提供 ・生涯学習情報の提供 ・在宅生活を支援するための情報提供 など

## (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

### i) 家族や生活状況について

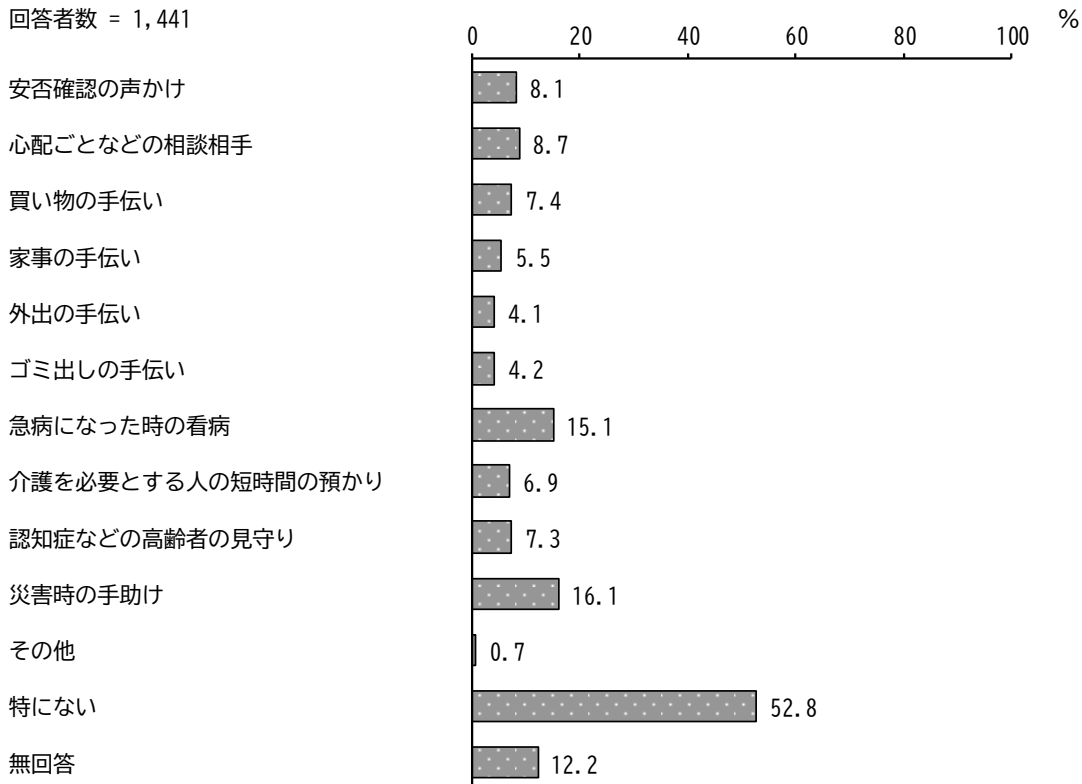
#### ① 家族構成

「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」の割合が29.6%と最も高く、次いで「息子・娘との2世帯」の割合が20.2%、「1人暮らし」の割合が15.5%となっています。



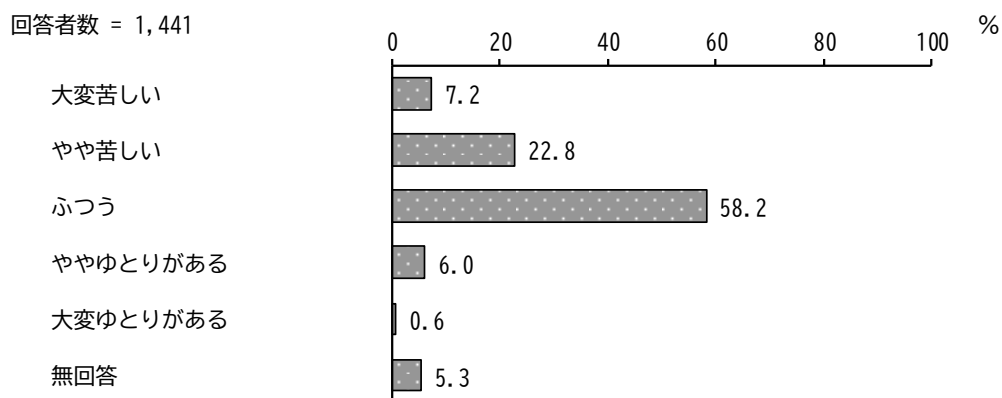
#### ② 日常的に受けたいと思う支援

「特にない」の割合が52.8%と最も高く、次いで「災害時の手助け」の割合が16.1%、「急病になった時の看病」の割合が15.1%となっています。



### ③ 現在の暮らしの経済的な状況

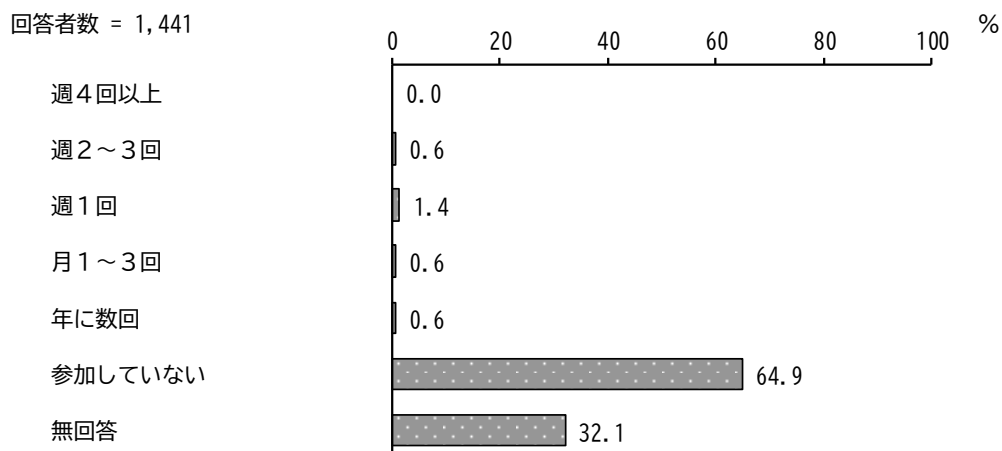
「ふつう」の割合が58.2%と最も高く、次いで「やや苦しい」の割合が22.8%となっています。



### ii) 地域での活動について

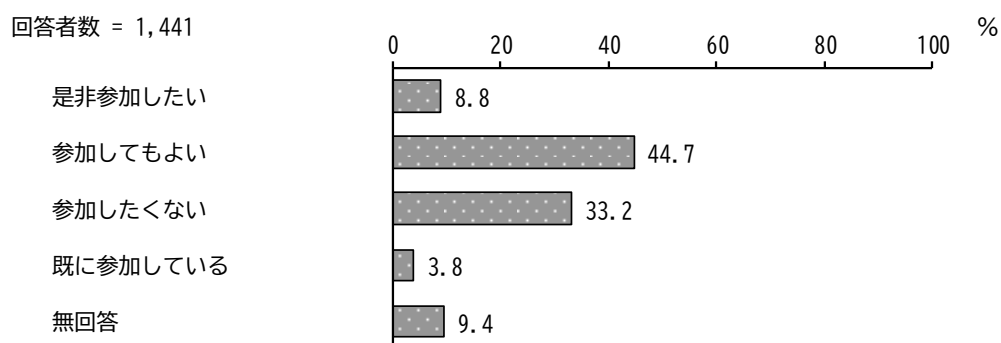
#### ④ 介護予防のための通いの場への参加

「参加していない」の割合が64.9%と最も高くなっています。



⑤ 地域住民の有志による、健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向  
(参加者として)

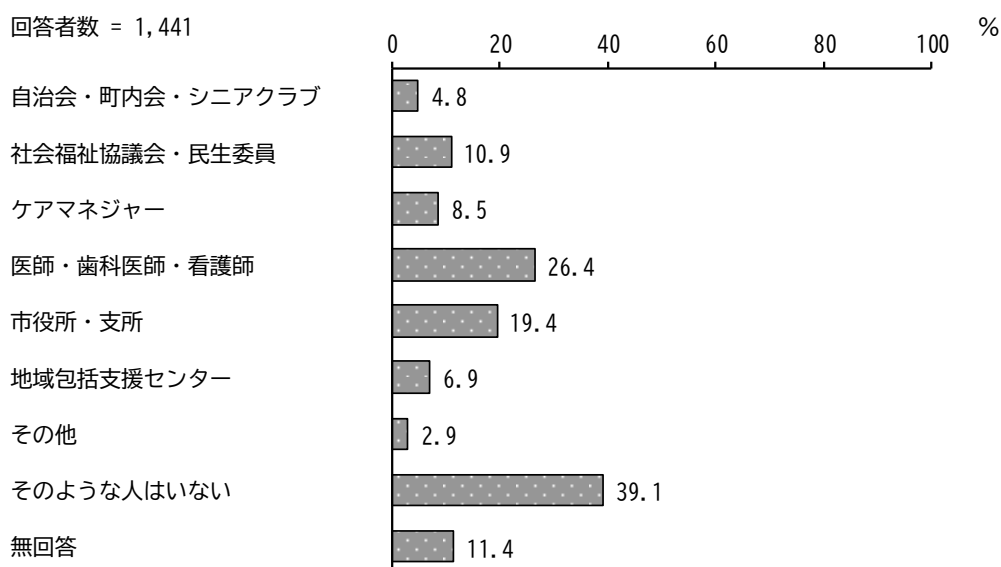
「参加してもよい」の割合が44.7%と最も高く、次いで「参加したくない」の割合が33.2%となっています。



iii) たすけあいについて

⑥ 家族や友人・知人以外での相談相手

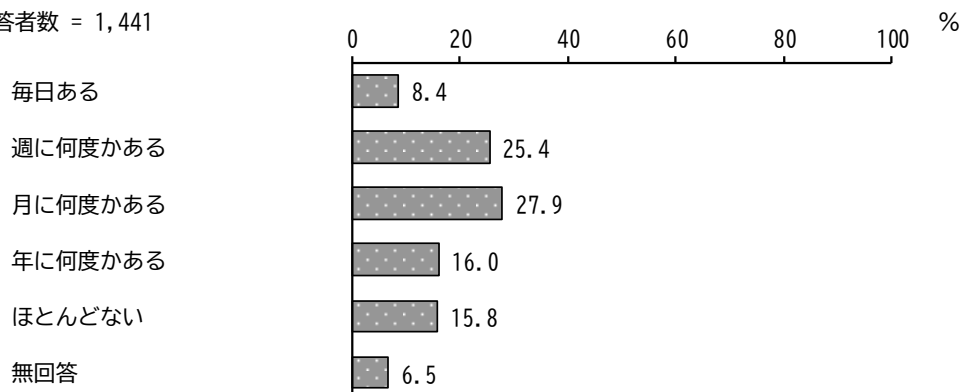
「そのような人はいない」の割合が39.1%と最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」の割合が26.4%、「市役所・支所」の割合が19.4%となっています。



### ⑦ 友人・知人と会う頻度

「月に何度かある」の割合が27.9%と最も高く、次いで「週に何度かある」の割合が25.4%、「年に何度かある」の割合が16.0%となっています。

回答者数 = 1,441

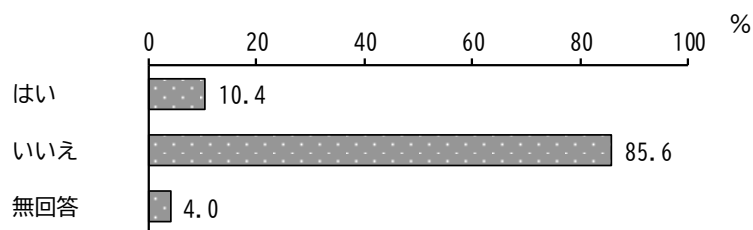


### iv) 認知症について

#### ⑧ 認知症の症状がある、又は家族に認知症の症状がある人の有無

「はい」の割合が10.4%、「いいえ」の割合が85.6%となっています。

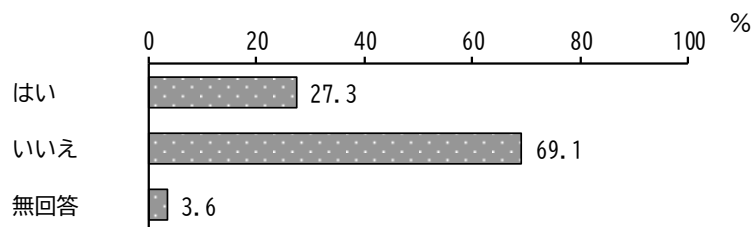
回答者数 = 1,441



#### ⑨ 認知症に関する相談窓口を知っているか

「はい」の割合が27.3%、「いいえ」の割合が69.1%となっています。

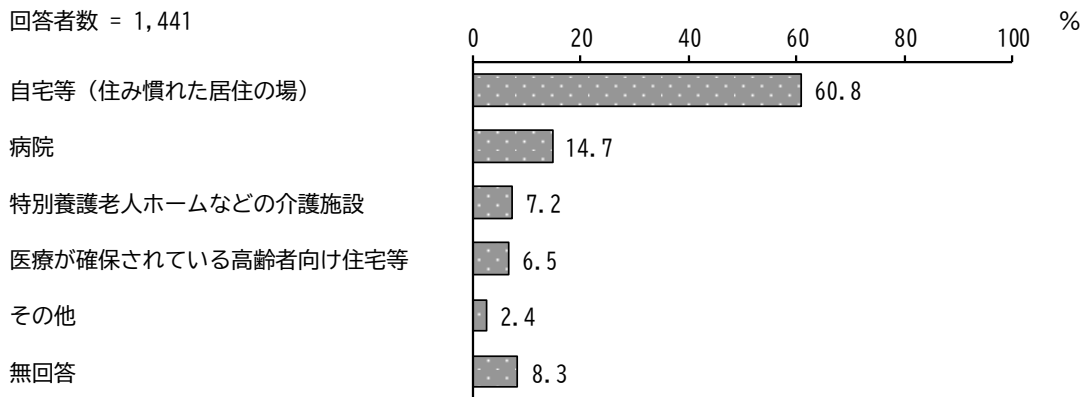
回答者数 = 1,441



iv) 終末期（人生の最期）に関して

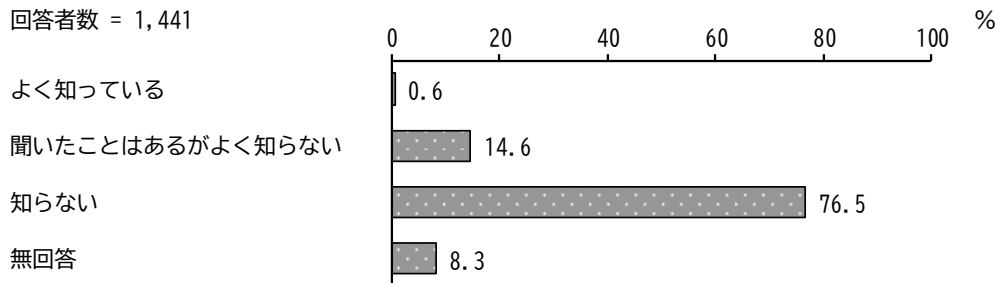
⑩ 人生の最期を迎えようとする時、どこで最期を迎えたいか

「自宅等（住み慣れた居住の場）」の割合が60.8%と最も高く、次いで「病院」の割合が14.7%となっています。



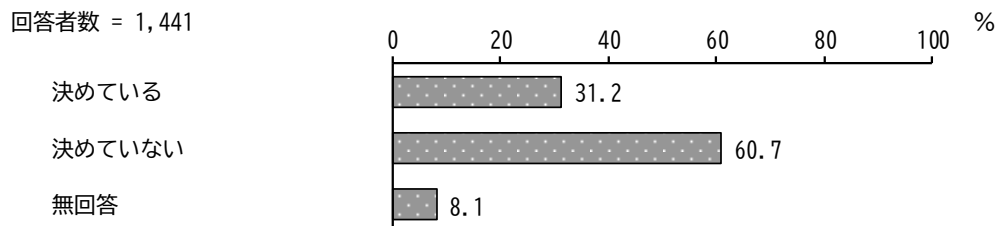
⑪ アドバンス・ケア・プランニング（ACP、人生会議）の認知度

「知らない」の割合が76.5%と最も高く、次いで「聞いたことはあるがよく知らない」の割合が14.6%となっています。



⑫ 自身が意識のない状態や認知症などで正常な判断ができなくなった場合に備えて、代理で希望を伝えたり、考えてくれる人を決めているか

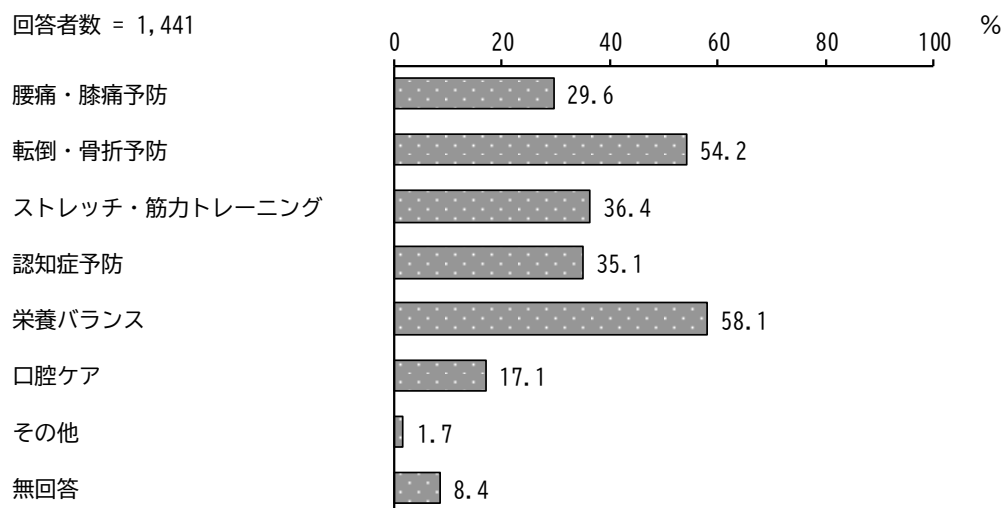
「決めている」の割合が31.2%、「決めていない」の割合が60.7%となっています。



v) その他

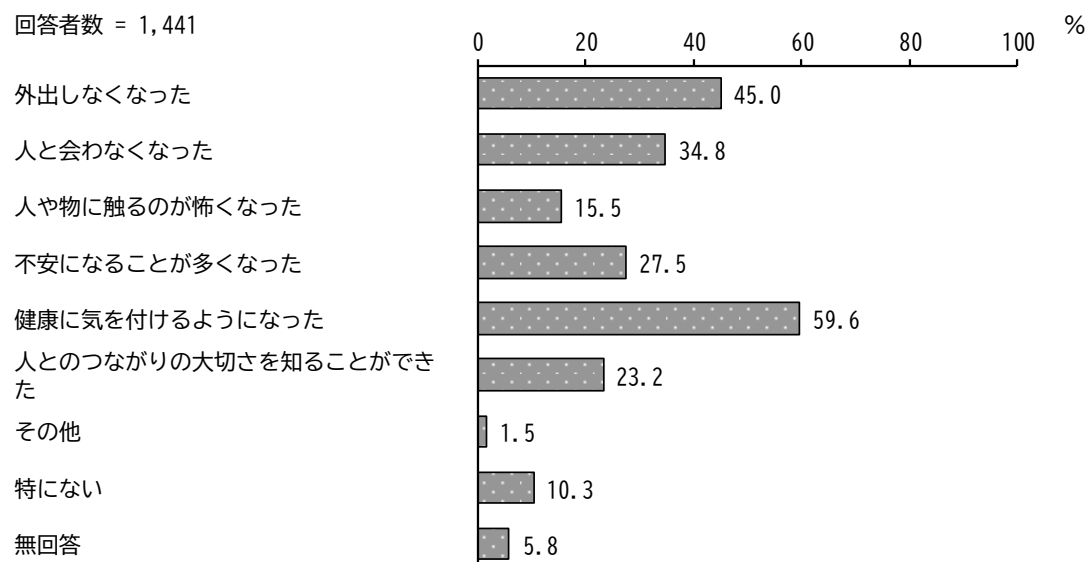
⑬ 健康を維持するために、必要と思うこと

「栄養バランス」の割合が58.1%と最も高く、次いで「転倒・骨折予防」の割合が54.2%、「ストレッチ・筋力トレーニング」の割合が36.4%となっています。



⑭ 新型コロナウイルス感染症の流行による、行動や意識の変化

「健康に気を付けるようになった」の割合が59.6%と最も高く、次いで「外出しなくなった」の割合が45.0%、「人と会わなくなった」の割合が34.8%となっています。



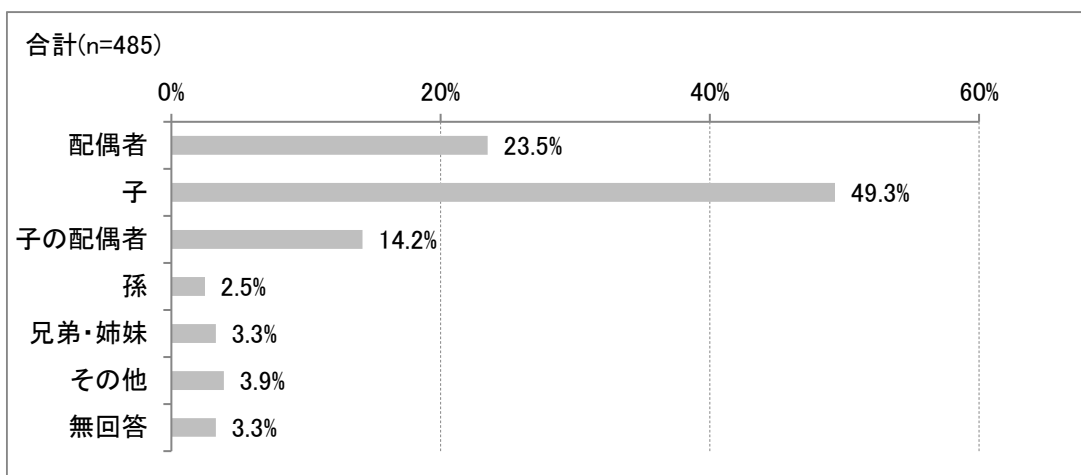


### (3) 在宅介護実態調査

#### ① 主な介護者の本人との関係

「子」の割合が最も高く49.3%となっている。次いで、「配偶者（23.5%）」、「子の配偶者（14.2%）」となっている。

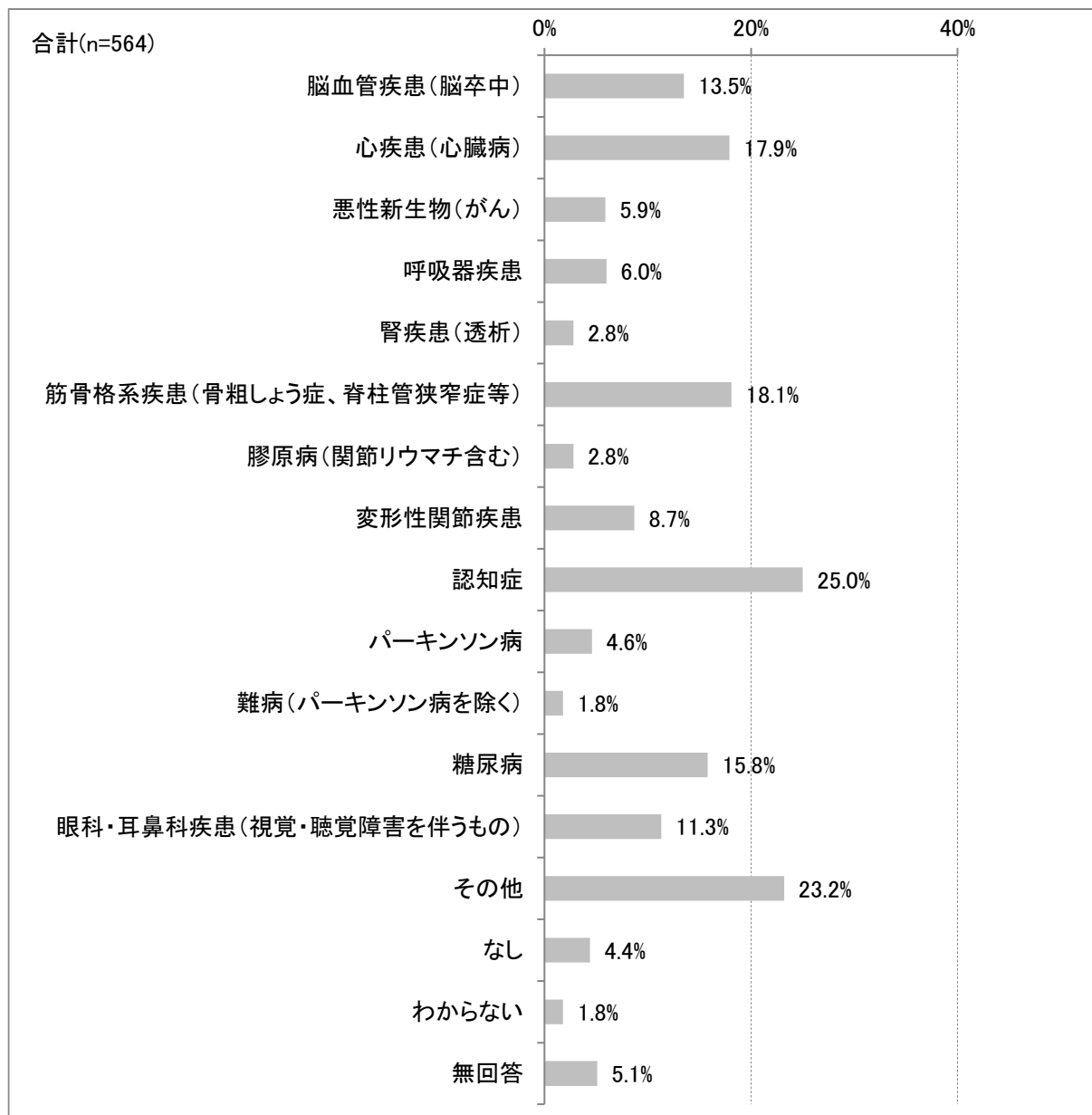
図表 1-3 ★主な介護者の本人との関係（単数回答）



## ② 本人が抱えている傷病

「認知症」の割合が最も高く25.0%となっている。次いで、「その他(23.2%)」、「筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等)(18.1%)」となっている。

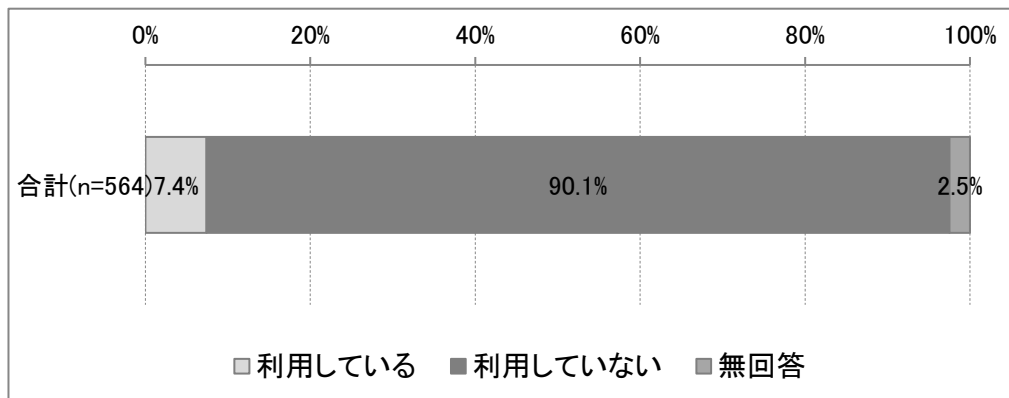
図表 1-11 ★本人が抱えている傷病(複数回答)



### ③ 訪問診療の利用の有無

「利用していない」の割合が最も高く90.1%となっている。次いで、「利用している(7.4%)」となっている。

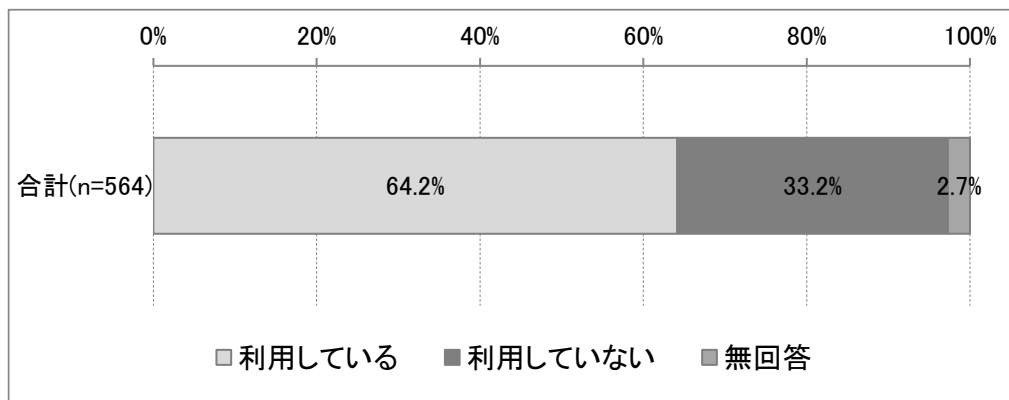
図表 1-12 ★訪問診療の利用の有無（単数回答）



### ④ 介護保険サービスの利用の有無

「利用している」の割合が最も高く64.2%となっている。次いで、「利用していない(33.2%)」となっている。

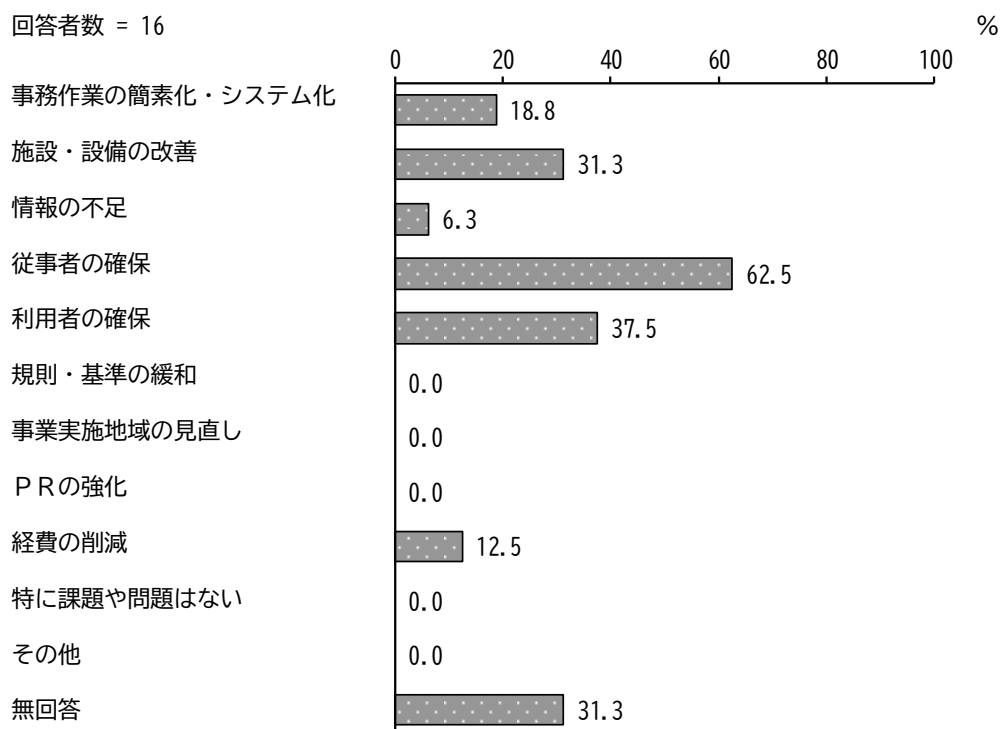
図表 1-13 ★介護保険サービスの利用の有無（単数回答）



## (4) 介護サービス提供事業者調査

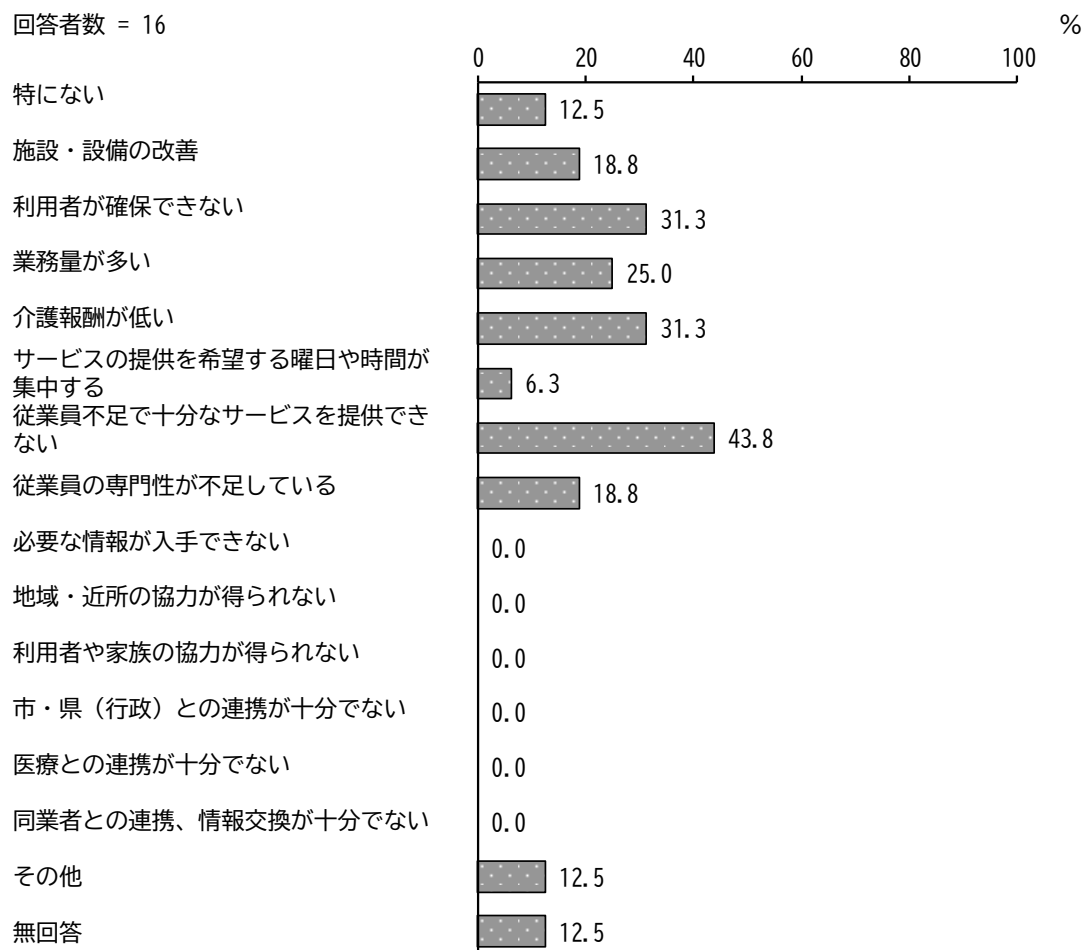
### ① 事業の拡大を考える場合の課題や問題点

「従事者の確保」の割合が62.5%（10件）と最も高く、次いで「利用者の確保」の割合が37.5%（6件）、「施設・設備の改善」の割合が31.3%（5件）となっています。



## ② 事業所の運営上の課題

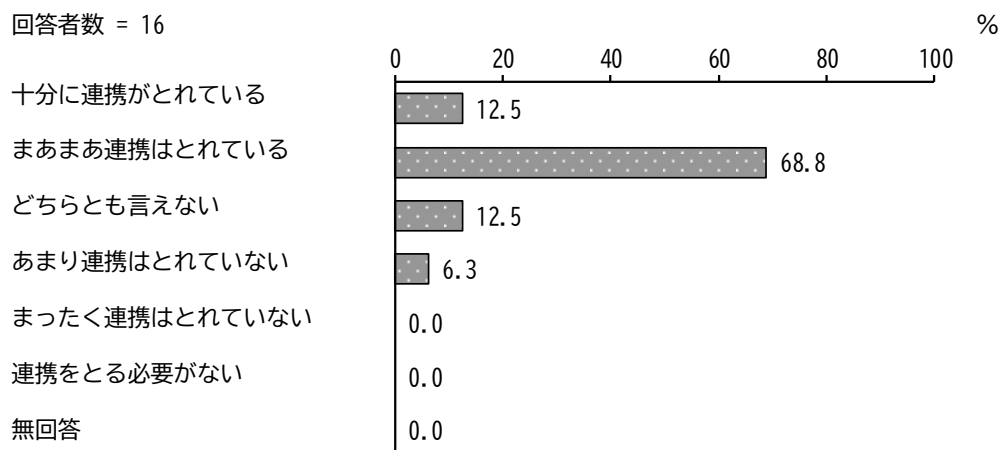
「従業員不足で十分なサービスを提供できない」の割合が43.8%（7件）と最も高く、次いで「利用者が確保できない」、「介護報酬が低い」の割合が31.3%（5件）となっています。



### ③ 医療機関との連携

「まあまあ連携はとれている」の割合が68.8%（11件）と最も高く、次いで「十分に連携がとれている」、「どちらとも言えない」の割合が12.5%（2件）となっています。

回答者数 = 16



## 4 第8期計画の総括

### (1) 自立した生活を支える地域づくり

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、医療と介護の連携や関係機関との連携強化をすすめ、生活支援体制の充実・強化を図ってきました。特に、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を推進するため、生活支援コーディネーターを配置するなど、多様な生活課題を抱えている高齢者等が地域で安心して生活できるよう、関係機関との連携体制の構築及び介護支援専門員同士のネットワーク構築を支援してきました。

今後も、保健・医療・福祉の公的なサービス提供のみならず、ボランティア活動や近隣住民による見守り・支えあいなど、さまざまな地域の資源をつなぐ人的ネットワークを構築するとともに、地域福祉を推進する人材の育成に努め、高齢者を地域全体で支える体制を積極的に推進する必要があります。

### (2) 介護予防の推進と高齢者の生きがいづくり

高齢者が住み慣れた地域で自分らしくいきいきとした生活を送ることができるよう、介護予防・重度化防止、生活支援の充実、通いの場や生きがいづくりの場の創出等に取り組むとともに、介護離職の防止や家族介護者の負担軽減を図るため、在宅継続に向けた家族介護者への支援を行ってきました。

今後も、高齢者の増加が予想され、特にひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯の多様化する生活支援ニーズに対応するためには、サービスの創出に向けた効果的な実施手法によって、生活支援・介護予防サービスのより一層の充実を図るとともに、介護に携わる介護者家族の負担を軽減するための支援の充実が必要です。

### (3) 高齢者を見守るまちづくり

高齢者が地域で安心・安全に暮らしていけるよう、一人暮らし高齢者の見守りネットワークの構築に向けた検討を進め、高齢者虐待防止の推進等を図るとともに、高齢者が地域の多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送ることのできるまちづくりを推進してきました。また、今後全国的に増加が見込まれる認知症高齢者やその家族が安心して生活することができるよう、農作業を通じて認知症本人の社会参加の機会をつくるとともに、その家族等の相談支援や交流等を目的とした「オレンジファーム」支援事業を開始するなど、認知症本人及び家族への支援を推進してきました。

近年では、一人暮らし高齢者の孤立死も大きな社会問題となっており、行政や自治会等が事前に情報を把握できないケースもあることから、地域や事業者との連携による一人暮らしを含む高齢者世帯などに対する日常生活の支援や見守りを充実していく必要があります。

また、「認知症基本法」では、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう求められており、今後は、認知症の人が生活しやすいように、移動の交通手段の確保や地域での見守り体制の整備等をすすめる必要があります。

さらに、今後、判断能力が不十分な状態にある高齢者や、親族からの支援が困難な状況にある高齢者の増加に伴い、成年後見人等の需要が高まることが予測されることから、早期からの準備として、市民に対して、任意後見や成年後見制度等についての周知啓発を実施する必要があります。

### (4) 介護保険サービスの充実

高齢者が安心して介護保険サービスが利用できるよう、介護保険制度全般について分かりやすく解説した手引きを作成し、窓口にて配布するなど、介護保険制度やサービス内容を周知する活動を進めてきました。

また、利用者の多様なニーズに対応できるよう、介護保険事業者連絡会の居宅部会と連携した研修会を実施するなど、サービス提供に必要な介護人材の確保及び資質の向上並びに業務の効率化及び質の向上を図ってきました。

介護サービスの提供体制の確保・拡充が求められる中、介護保険の円滑かつ安定的な運営を図るためには、限られた財源を効果的に使用し、適正なサービスを真に必要な人に提供していくことが重要です。

そのために、介護保険制度等の周知の徹底やケアプランの点検等を行い、サービス内容と費用の両面から捉えた介護給付費の適正化を図るとともに、現在、介護分野に従事している職員のスキルアップを促進しつつ、介護現場における業務の改善方法についても検討し、介護職員が働き続けることのできる環境整備について支援していくことが必要です。



## 5 高齢者を取り巻く主な課題

本市における高齢者を取り巻く環境の変化や市民のニーズ、介護保険制度の改正等を踏まえ、本計画における課題を以下のように整理します。

### (1) 自立した生活を支える地域づくりに関する課題

今後、超高齢化社会が見込まれる中、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれます。アンケート調査結果をみると、どこで最期を迎えたいかについて、「自宅等（住み慣れた居住の場）」が6割と最も高くなっており、在宅医療と介護の連携が大切です。そのためには、相談窓口の設置・専任の在宅医療・介護連携支援コーディネーターの配置、医療・介護関係者の連携調整、情報提供等の支援などの取組みを一体的に行政が中心となって、医師会等と協働しながら、地域課題を共有することにより、地域の実情に応じた切れ目のない連携体制の構築に向けて取り組んでいくことが必要です。

また、アンケート調査結果をみると、アドバンス・ケア・プランニング（ACP、人生会議）の認知について、「知らない」が76.5%と最も高く、在宅医療を円滑に推進していくためには、地域住民に対して、医療・介護サービスについて理解を深めてもらえるよう、的確な情報提供とわかりやすく丁寧な説明を引き続き行っていく必要があります。

さらに、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、医療・介護だけでなく、福祉や生活支援などの分野を超えた包括的な支援が重要であり、引き続き、生活支援体制整備の充実が必要です。

### (2) 介護予防の推進と高齢者の生きがいづくりに関する課題

高齢者が自分らしくいきいきとした生活を送るためには、健康づくりや介護予防と合わせ、社会参加や生きがいづくりを行い、健康寿命を延伸することが重要です。

アンケート調査結果をみると、地域活動への参加状況について、「全く活動に参加していない」が3割超えと最も高く、生きがいの有無について、「生きがいあり」が45.9%、「思いつかない」の36.5%となっており、社会参加や生きがいづくり活動のきっかけづくりが必要です。

また、健康寿命の延伸に向け、健康づくりや介護予防を広く普及・啓発し、より早期から介護予防の意義を浸透させていくとともに、高齢者が身近な地域で介護予防に取り組めるよう、介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場を充実させるなど、介護予防を推進することが重要です。

### (3) 高齢者とその家族を見守るまちづくりに関する課題

共生社会の実現を推進するための認知症基本法が令和5年6月に成立し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することが重要です。

アンケート調査結果をみると、認知症に関する相談窓口を知らない人が約7割、認知症カフェ（オレンジカフェ）を知っている人が15.3%となっており、認知症に関する情報提供の充実を図るとともに、認知症の人を地域全体で見守りができるような地域づくりが求められます。

また、近年では、老老介護や認認介護、ヤングケアラーといった家族介護に関することが社会問題となっています。アンケート調査を見ると、主な介護者の年齢は70代以上で3割を超えています。また、介護のための主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）人が4.5%となっており、介護に携わる家族の負担を軽減するための支援の充実が求められます。

### (4) 介護保険サービスの充実に関する課題

今後も介護給付費は年々増加することが見込まれますが、介護保険の円滑かつ安定的な運営を図るためには、限られた財源を効果的に使用し、適正なサービスを真に必要な人に提供していくことが重要です。

また、介護保険サービス事業者のアンケート調査結果をみると、事業の拡大を考える場合の課題や問題点については「従事者の確保」が62.5%、事業所を円滑に運営していく上で困っていることについては「従業員不足で十分なサービスを提供できない」が43.8%とそれぞれ最も高く、介護人材の育成・確保が重要な課題となっています。介護分野に従事している職員のスキルアップを促進するとともに、未経験者の参入促進についても取り組む必要があります。さらに、介護現場における業務の改善方法についても検討し、介護職員が働き続けることのできる環境整備について支援していくことが必要です。

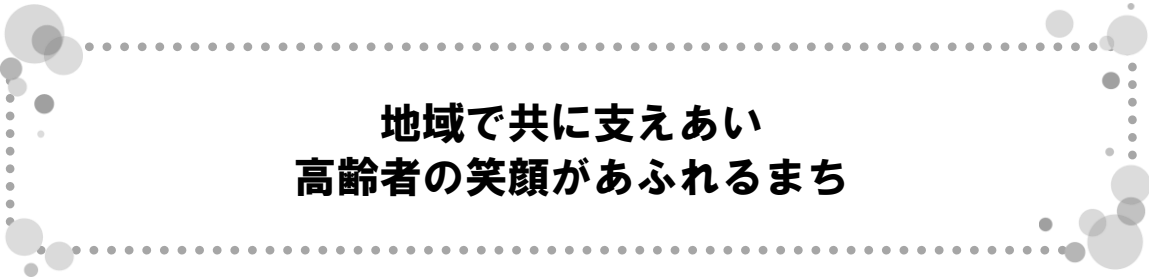
## 1 計画の基本理念

本市では、令和元年度に「第2次匠瑳市総合計画（基本構想・前期基本計画）」を策定し、健康・福祉・医療・介護分野の基本目標を、「生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる」と定め、健康・福祉・医療・介護の各分野が連携しながら、地域全体で一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援ができる環境づくりに努め、生涯にわたって健康や生きがいを感じ、安心して暮らすことのできるまちづくりの推進に向けて、各施策を進めています。

そのような中、令和7（2025）年には団塊の世代が75歳以上になり、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、要介護認定者、認知症高齢者が増加することが予測され、令和22年（2040年）には高齢人口がピークを迎え、現役世代の減少が顕著になることが見込まれています。

すべての高齢者が生きがいに満ち暮らし続けるためには、「健康寿命」の延伸が重要であり、必要に応じて適切なサービスを受けられることが大切です。しかしながら、近年の社会情勢から、高齢者を公的な制度や福祉サービスだけで支えることは難しい状況となっており、高齢者を取り巻く生活課題に対し、きめ細かく対応するためには、地域共生社会を実現していくことが求められています。

本計画においても、これまでの基本理念を引き継ぎ、想定される高齢者人口の増加や介護サービスの利用者や給付費の増加による社会保障の大きな課題を見据え、高齢者福祉の向上と持続可能な介護保険制度を実現するため、高齢者が健康で幸せに暮らせる地域社会を築くことを目指し、医療、介護、福祉の多職種連携を深めながら、認知症施策や在宅医療と介護の連携、生活支援サービスの充実・強化を図り、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組みます。



**地域で共に支えあい  
高齢者の笑顔があふれるまち**

## 2 計画の基本目標

### (1) 自立した生活を支える地域づくり

高齢者が住みなれた家庭や地域で安心して、いきいきと自立した生活を送れるよう、医療と介護の連携や関係機関との連携強化、生活支援体制の充実・強化を図ります。さらに、相談支援体制の強化やボランティア活動や近隣住民による見守り・支えあいなど、高齢者を地域全体で支える地域づくりを推進します。

### (2) 介護予防の推進と高齢者の生きがいづくり

健康でいきいきとした豊かな生活を実現するため、高齢者が年齢にとらわれることなく自由で主体的に活動し、自立した生活を送ることができるよう、介護予防・重度化防止や通いの場、健康づくり活動の支援のほか、就労・ボランティア活動等の生きがいづくり支援や社会参加支援の充実を図ります。

### (3) 高齢者とその家族を見守るまちづくり

高齢者が自らの意思で自立した生活を送れるように、高齢者の尊厳を守る視点から、高齢者の権利擁護とともに虐待や差別の防止を図り、ひとり暮らし高齢者の見守りネットワークの構築及び身近な地域で相談・支援が受けられる体制を整えます。また、認知症高齢者が増加していくと推測される中で、国の基本指針や「認知症施策推進大綱」等を踏まえ、認知症高齢者及びその家族に対する地域での支援の充実を図っていきます。

さらに、介護を必要とする人だけでなく、その家族への支援を行い、在宅介護の充実を図ります。

### (4) 介護保険サービスの充実

令和7（2025）年、令和22年（2040年）を見据え、地域のニーズや実情を踏まえた介護サービスの提供に向け、介護人材の確保及び介護現場の負担軽減等に取り組みます。また、適正な要介護認定の実施、適切なケアマネジメント及びサービス提供のため、介護給付の適正化に努めます。

### 3 施策体系

[ 基本目標 ]

[ 基本目標 ]

[ 施策 ]

地域で共に支えあい 高齢者の笑顔があふれるまち

1 自立した生活を支える地域づくり

- (1) 在宅医療と介護連携の推進
- (2) 関係機関との連携強化
- (3) 生活支援体制整備の推進
- (4) 地域共生社会の実現に向けた体制整備

2 介護予防の推進と高齢者の生きがいがづくり

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業の充実
- (2) 適切な介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント
- (3) 一般介護予防事業の充実
- (4) 社会参加の促進
- (5) 生きがいがづくりの推進

3 高齢者とその家族を見守るまちづくり

- (1) 高齢者虐待の防止等高齢者の権利擁護の推進
- (2) 認知症施策の推進
- (3) 成年後見制度の周知と利用促進
- (4) 一人暮らし高齢者を見守る仕組みづくり
- (5) 安心・安全対策の推進
- (6) 介護家族に対する支援の充実
- (7) 匝瑳市版生涯活躍のまちの推進

4 介護保険サービスの充実

- (1) 介護保険サービス提供基盤の充実
- (2) 介護支援専門員へのサポートの充実
- (3) 介護人材の育成・確保
- (4) 低所得者への負担軽減
- (5) 介護給付等費用の適正化

## 第4章

# 高齢者福祉施策の推進

## 1 自立した生活を支える地域づくり

### (1) 在宅医療と介護連携の推進

地域包括ケアシステムの整備においては、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築が重要であり、関係機関と連携、協働しながら地域課題を共有し、地域の実情に応じた切れ目のない連携体制の推進に取り組んでいきます。

また、看取りや認知症への対応の強化や地域住民に対しての医療及び介護サービスに関する普及啓発に努めていきます。

#### 【実施事業】

事業名	事業内容
① 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	地域の医療機関や介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、解決策等の協議を行います。 担当課：高齢者支援課
② 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	切れ目なく在宅医療と介護サービスが提供される体制の構築に向け、関係者との連携づくりを行います。 担当課：高齢者支援課
③ 医療・介護関係者の情報共有の支援	情報共有ツール等を活用し、地域の医療・介護関係者等の中で医療、介護等に関する情報を共有し、在宅での看取りや急変時の対応ができるよう支援します。 担当課：高齢者支援課
④ 地域住民への普及啓発	在宅医療・介護サービスに関する講演会開催やパンフレットの作成・配布等により、地域住民に在宅医療・介護連携についての周知を図ります。 地域住民に対して、看取りやACP（アドバンス・ケア・プランニング：希望する医療やケアについて考え、周囲の人と共有する取組）に関する周知を行います。 担当課：高齢者支援課

## (2) 関係機関との連携強化

今後も高齢化率の上昇が見込まれる中で、地域ケア会議を充実し、地域資源の状況や不足しているサービス等の地域課題を抽出し、地域への展開に向けて取り組みます。

また、高齢者の多様で複雑なニーズを解決するために、多機関との連携や地域で支え合う包括的な支援体制の整備に向けて取り組みます。

### 【実施事業】

事業名	事業内容
① 地域ケア会議の開催	<p>個別地域ケア会議においては、処遇困難ケースにおける開催のみならず、介護支援専門員が担当する高齢者が、より自立した生活が送れるよう、多職種から助言を得られる「自立支援のための地域ケア会議」を定期開催していきます。</p> <p>個別地域ケア会議を開催していく中で、浮き彫りになった地域課題を地域ケア推進会議等で取り上げ、地域包括ケアシステムの推進に繋がります。</p> <p style="text-align: right;">担当課：高齢者支援課</p>
② 包括的・継続的ケアマネジメント支援	<p>多様な生活課題を抱えている高齢者等が地域で安心して生活できるよう、関係機関との連携体制の構築及び介護支援専門員同士のネットワーク構築を支援していきます。</p> <p style="text-align: right;">担当課：高齢者支援課</p>
③ 社会福祉協議会、ボランティア等との協働	<p>社会福祉協議会等の関係機関と連携し、地域福祉を推進する人材の育成に努めます。</p> <p>市社会福祉協議会のボランティアセンターを通じてボランティア活動への参加の呼びかけや講習会を行うとともに、市民ボランティア意識を醸成し、活動への参加意識の向上を図ります。</p> <p style="text-align: right;">担当課：福祉課 ・ 高齢者支援課</p>

### (3) 生活支援体制整備の推進

地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を中心に、地域の実情や課題を把握し、地域に必要な住民主体の支え合い活動の創出に取り組み、高齢者の介護予防と社会参加の推進を目指します。

#### 【実施事業】

事業名	事業内容
① 生活支援コーディネーターの配置	関係者や既存の取組・組織等を活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を推進するため、生活支援コーディネーターを配置します。 市全体を対象とした第1層協議体の運営に限らず、小学校区を単位とした協議体の設立支援にも携わります。 担当課：高齢者支援課
② 移動手段の確保	高齢者が買い物や医療機関への通院等の必要な外出ができるよう、移動手段の確保に努めます。 担当課：高齢者支援課・環境生活課
③ 買い物支援の推進	買い物が困難な高齢者に対し、宅配や出張訪問サービス等の情報提供を図ります。 移動販売や買い物代行等、地域の事情に合ったサービスの実現を目指します。 担当課：高齢者支援課
④ 高齢者への生活支援の充実	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、生活支援体制の充実・強化を図ります。 担当課：高齢者支援課

#### 【成果目標】

項目名	実績	目標		
	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援コーディネーターの配置人数 (人)				



## (4) 地域共生社会の実現に向けた体制整備

今後も高齢者の増加が見込まれる中で、地域包括支援センターを拠点に、医療や地域の関係団体・機関との連携及びネットワークを強化するとともに、地域住民による共助や地域の福祉団体等による活動と合わせ、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護者への見守り等の効果的な支援が可能となる重層的なネットワークの構築を図ります。

### 【実施事業】

事業名	事業内容
① 地域包括支援センターの機能強化	<p>地域包括支援センターでは、地域包括ケアシステム構築の中核的な機関として、医療、介護、福祉の包括的支援を目的に事業を推進します。</p> <p>在宅医療・介護連携、認知症対策、生活支援サービスの体制整備等を推進するため、関係機関との連携を強化し、地域ケア会議を充実させるとともに、職員の資質向上等に努めます。</p> <p>土日祝日や夜間の開所等、市民のニーズに応じた相談体制の拡充を検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">担当課：高齢者支援課</p>
② 総合相談支援	<p>地域の高齢者やその家族に対し、介護保険サービスをはじめ保健福祉サービス、権利擁護、介護予防等の総合的な相談に対応できるように、2か所の地域包括支援センターと3か所の在宅介護支援センターとが連携を密にし、きめ細かな相談支援を行います。</p> <p>総合相談支援窓口の周知・啓発に努めます。</p> <p>複合的な課題に対応するために、医療機関や介護保険サービス事業所等との連携を密にし、相談支援体制を強化します。</p> <p style="text-align: right;">担当課：高齢者支援課</p>
③ 地域での支え合い・見守りネットワークの整備促進	<p>住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるように、見守りが必要な方に対し地域で見守ることができる仕組みづくり及び必要に応じて専門機関や行政と連携できる体制を整備します。</p> <p style="text-align: right;">担当課：高齢者支援課</p>

### 【成果目標】

項目名	実績	目標		
	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センターの設置数(か所)	2			

## 2 介護予防の推進と高齢者の生きがいづくり

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業の充実

住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、NPOや民間企業、住民ボランティア等多様な主体との連携して地域のニーズにあった多様な生活支援サービス提供体制を構築し、地域全体で介護予防・生活支援サービス事業の推進とその受け皿及び担い手の確保に努めます。

#### 【実施事業】

事業名	事業内容
① 訪問型サービス	要支援者等のホームヘルプサービスについて、従来型に加えて、幅広い利用者のニーズに応えられるよう多様な主体によるサービスの導入を推進します。 担当課：高齢者支援課
② 通所型サービス	要支援者等のデイサービスについて、従来型に加えて、幅広い利用者のニーズに応えられるよう多様な主体によるサービスの導入を推進します。 担当課：高齢者支援課
③ その他の生活支援サービス	市では、任意事業として栄養改善を目的とした配食サービスを既に実施しており、その効果を見ながら事業の実施方法等適切なあり方を検討します。 担当課：高齢者支援課
④ 総合事業の充実化	住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を充実します。 担当課：高齢者支援課

#### 【成果目標】

項目名	実績	目標		
	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護相当サービス1月当たり利用人数(人)				
通所介護相当サービス1月当たり利用人数(人)				

## (2) 適切な介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント

高齢者の要介護状態にならないよう、介護予防サービス計画を作成し、適切な支援につなげていきます。また、適切なアセスメントを実施し、利用者の状態を踏まえて目標を設定し、利用者本人が目標を理解し、達成のために必要なサービスを主体的に利用できるよう支援します。

### 【実施事業】

事業名	事業内容
① 介護予防サービス計画	<p>地域の高齢者ができる限り寝たきり等の要介護状態にならないよう、適切な介護予防サービスを利用できる介護予防ケアプランを作成します。</p> <p>地域包括支援センターにおいて、介護予防や日常生活支援に向けた適切な介護予防支援を実施します。</p> <p style="text-align: right;">担当課：高齢者支援課</p>
② 介護予防ケアマネジメント	<p>適切なアセスメントの実施により、利用者の状態を踏まえた目標を設定します。</p> <p>利用者本人が目標を理解した上で、達成のために必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取り組んでいけるよう具体的にサービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成します。</p> <p style="text-align: right;">担当課：高齢者支援課</p>

### 【成果目標】

項目名	実績	目標		
	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス計画給付管理数(件)				
介護予防ケアマネジメント給付管理数(件)				

### (3) 一般介護予防事業の充実

高齢者が身近な場所で継続して行える介護予防の機会を広く提供するとともに、介護予防やフレイル予防の普及啓発を行い、誰もが継続的に介護予防に取り組めるよう支援します。また、健康寿命の延伸を図るため、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

#### 【実施事業】

事業名	事業内容
① 介護予防普及啓発	全ての高齢者が、介護予防に向けて自主的な取組ができるように、介護予防に関する基本的な知識・情報の普及啓発を行います。 担当課：高齢者支援課
② 地域介護予防活動支援	住み慣れた地域で、自分らしくいきいきとした生活が送れるように、いきいき百歳体操を中心とした身近な地区での住民の自主的な介護予防活動を支援します。 担当課：高齢者支援課
③ 地域リハビリテーション活動支援	地域における介護予防の取組を機能強化するために、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。 担当課：高齢者支援課
④ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、介護保険の地域支援事業や国民健康保険・後期高齢者医療保険の保健事業を一体的に実施します。 担当課：市民課・健康管理課・高齢者支援課

#### 【成果目標】

項目名	実績	目標		
	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
いきいき百歳体操の参加人数(人)				
ハイリスクアプローチ介入率(%)		40	45	45
ポピュレーションアプローチ参加者数(人)		1,000	1,100	1,100

## (4) 社会参加の促進

住民組織やシニアクラブ、シルバー人材センター、ボランティア団体等による多様な社会参加の機会を充実します。

### 【実施事業】

事業名	事業内容
① シニアクラブ活動の活性化支援	シニアクラブを地域包括ケアシステムにおける支え合いの担い手と位置づけ地域に欠かせないものとして、若い年齢での加入の推奨や活動の活性化を支援します。 担当課：高齢者支援課
② シルバー人材センターの運営支援	高齢者が働くことを通じて、健康を保持し生きがいを持ち地域社会に貢献するという『自主・自立・共働・共助』の理念を基本として、シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の就業機会の確保に努めます。 担当課：商工観光課
③ 高齢者によるボランティア活動の推進	ボランティア活動に関する理解と関心を深め、ボランティア活動への参加を促進するため、ボランティアセンターの運営や各種ボランティア養成講座や体験教室を開催し、ボランティア活動の活性化を図ります。

### 【成果目標】

項目名	実績	目標		
	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シニアクラブ活動クラブ数(クラブ)				
シニアクラブ活動会員数(人)				

## (5) 生きがいづくりの促進

高齢者のニーズを捉えながら、講座やイベントの開催、ボランティア活動の充実等、高齢者の知識や経験を生かした活動の支援を行います。

さらに、高齢者同士の活動は、お互いの親睦や健康づくり、社会参加の促進等につながるため、高齢者同士が交流できる場の確保・充実を図ります。

### 【実施事業】

事業名	事業内容
① 集いの場づくりの推進	新たに施設が整備される際に地域交流スペース等の設置を求めていきます。 地域と連携・協力しながら、高齢者が生きがいを持って自主的に体操等の活動を行うことができる「集いの場」づくりを推進します。 担当課：高齢者支援課
② 興味や意欲に応じた学習の場の充実	高齢者が趣味や興味に応じて学習やスポーツ活動に取り組めるよう、市が主催する講座等の内容や広報活動の充実により、参加の促進を図ります。 担当課 生涯学習課
③ 高齢者の知識や能力を発揮する場の充実	高齢者の経験や生涯学習等で得た知識や技術を、地域活動に還元する取組を推進します。 担当課 生涯学習課

### 【成果目標】

項目名	実績	目標		
	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(公民館) 講座実施回数		84回/ 参加人数 延900人	84回/ 参加人数 延900人	84回/ 参加人数 延900人

### 3 高齢者とその家族を見守るまちづくり

#### (1) 高齢者虐待の防止等高齢者の権利擁護の推進

高齢者の権利擁護推進のため、地域住民や関係機関への成年後見制度、虐待防止についての普及・啓発を行います。また、関係機関等が連携し、高齢者虐待防止ネットワークづくりや消費者被害の発生予防と支援体制の整備を図ります。

##### 【実施事業】

事業名	事業内容
① 高齢者虐待防止に関する意識啓発	市民や各種団体、関係機関等に対し、広報、ホームページ、パンフレット等を通して高齢者虐待の防止及び早期発見のための啓発を行い、高齢者の人権擁護や虐待防止の意識を高めます。 担当課：高齢者支援課
② 虐待対応体制の整備	高齢者虐待を防止するために、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、適切・迅速な支援に向けて、相談体制の充実に努めます。 担当課：高齢者支援課
③ 高齢者虐待防止ネットワークづくり	高齢者虐待の防止や早期発見、適切な支援を行うため、高齢者の権利擁護を協議するネットワークを構築し、関係機関や諸団体との連携協力体制を整備します。 担当課：高齢者支援課
④ 消費者被害の発生予防と支援体制の整備	高齢者が悪質な訪問販売等の被害に遭わないために、高齢者に多い消費者トラブルや対処法について啓発するとともに、相談があった場合には、関係機関と連携して早期解決及び再発防止に努めます。 担当課：高齢者支援課 ・ 商工観光課

## (2) 認知症施策の推進

認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる「共生」と、認知症になることを遅らせることや、認知症になっても進行を緩やかにする「予防」を両輪とする基本的な考えのもと、①普及啓発・本人発信支援 ②予防 ③医療・ケア・介護者への支援 ④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援等を中心とした認知症対策の推進に努めます。

### 【実施事業】

事業名	事業内容
① 正しい知識の普及啓発・認知症予防	認知症の人が地域で安心して暮らしていけるよう、「認知症サポーター養成講座」及び「認知症ジュニアサポーター養成講座」に取り組み、認知症に対する誤解や偏見をなくし、地域全体で支えられる体制を整備します。 認知症予防の生活習慣が身につくように認知症予防の講演や教室を開催し、正しい知識の普及啓発を図ります。 担当課：高齢者支援課
② 認知症の状態に応じた適切な支援	千葉県認知症コーディネーターや認知症地域支援推進員と連携して認知症ケアパスの普及を行います。 認知症の状態に応じた適切なサービス提供に向け、携わる多職種が認知症の支援について共通理解を深めるよう連携を促進します。 担当課：高齢者支援課
③ 認知症初期集中支援チームによる支援	認知症初期集中支援チームの機能を充実させ、認知症の人やその家族に対し、初期段階で包括的かつ集中的な支援を行っていきます。 認知症初期集中支援チーム検討委員会を置き、活動状況及び認知症施策の検討を行っていきます。 担当課：高齢者支援課
④ 認知症高齢者 SOS ネットワーク事業	認知症高齢者が徘徊等により所在不明になった際、関係団体等との連携による早期発見に努めます。 徘徊のおそれのある高齢者の情報について、SOS ネットワークへの事前登録を推進します。 担当課：高齢者支援課
⑤ 認知症の人及び家族への支援の推進	ボランティア団体等が主催する認知症カフェの活動を支援します。 認知症の人を介護する家族等を支えるための集いを開催します。 担当課：高齢者支援課
⑥ チームオレンジの整備・推進	認知症サポーターがさらなるステップアップを図り、認知症の人や家族に対する支援を進めるため、認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーター等をつなげる「チームオレンジ」の設置に向けて取り組んでいきます。 担当課：高齢者支援課



### (3) 成年後見制度の周知と利用促進

成年後見制度の普及と利用促進のため、パンフレットなどを活用して広報を強化し、相談窓口を充実させるとともに、申立て費用の支援や市民後見人の育成を推進します。

また、地域連携ネットワークや中核機関の整備を通じて、適切な制度利用を支援する取り組みを推進します。

#### 【実施事業】

事業名	事業内容
① 成年後見制度の周知	認知症等の理由で判断能力の不十分な人を消費者被害から保護したり、財産管理や契約行為等を支援したりするため、関係機関や諸団体、市民に対し、パンフレット等を活用し成年後見制度の周知を図ります。 担当課：高齢者支援課 ・ 福祉課
② 相談窓口の充実	成年後見制度の対象者となる人を早期に発見及び支援をし、制度利用につなげるため、関係機関との連携を強化するとともに地域包括支援センター等の相談窓口の充実に努めます。 成年後見申し立てについての相談支援を行います。 担当課：高齢者支援課 ・ 福祉課
③ 市長申立て	成年後見人、保佐人及び補助人が必要でありながら親族等に申し立てを行う人がいない場合は、市長による審判請求を行います。その際、審判請求費用を支払うことが困難な人に対しては、市が負担します。 また、成年後見人等に報酬を支払うことが困難な者には助成金を支給します。 担当課：高齢者支援課 ・ 福祉課
④ 市民後見人の養成	需要の増大が見込まれる成年後見制度に対応するために、市民後見人の必要性が高まっています。銚子市、旭市及び一般社団法人東総権利擁護ネットワークとの連携により市民後見人の育成を推進します。 担当課：高齢者支援課 ・ 福祉課
⑤ 地域連携ネットワーク及び中核機関の構築	権利擁護支援のため、法律・福祉等の専門知識を持ち地域における課題も含めた様々なケースにも対応できる中核機関の整備を、家庭裁判所、社会福祉協議会及び近隣市町等と連携し取り組んでいきます。 地域における課題も含めた様々なケースにも対応できる中核機関を中心に「チーム」「協議会」を構成要素とする地域医療連携ネットワークを構築することにより、適切な制度利用や貢献活動の支援を行います。 体制整備が図られるまでの間は、現在ある組織を活用し、地域ケア個別会議等のケース会議のメンバーを「チーム」として、地域ケア推進会議を「協議会」として位置づけ、成年後見制度の利用促進を図っていきます。 担当課：高齢者支援課 ・ 福祉課

【成果目標】

項目名	実績	目標		
	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度相談件数(件)		40	45	50
地域連携ネットワーク及び中核機関の構築		令和6年度末までに中核機関構築		

(4) 一人暮らし高齢者を見守る仕組みづくり

一人暮らしの高齢者の安心・安全を支援するため、地域での見守りネットワーク構築や緊急通報装置の貸与、救急医療情報キットの配布を強化します。

【実施事業】

事業名	事業内容
① 高齢者等あんしん見守りネットワーク事業	協力事業者と相互に連携して高齢者等あんしん見守りネットワークを構築して、高齢者等の異変を速やかに発見し、適切な支援を図っていきます。 担当課：高齢者支援課
② 緊急通報装置貸与事業	一人暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病等で緊急に他の者の援助が必要となった場合の迅速な対応を図ります。 担当課：高齢者支援課
③ 救急医療情報キット配布事業	一人暮らし高齢者等に対し、救急時に必要な、かかりつけ医療機関等の情報を保管することができる救急医療情報キットを配布します。 担当課：高齢者支援課

【成果目標】

項目名	実績	目標		
	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者等あんしん見守りネットワーク事業協力事業社数(社)				
緊急通報装置貸与事業貸与台数(年度末・台)				

## (5) 安心・安全対策の推進

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して安全に暮らせるよう、市民の防災意識の高揚に努めるとともに、高齢者等の要支援者に対する支援体制の整備を図ります。また、交通事故や犯罪の被害者にならないようにするための体制整備や感染症対策を充実します。

### 【実施事業】

事業名	事業内容
① 防災知識の普及及び情報提供	<p>様々な機会を捉えて防災知識の普及啓発に取り組み、市民の防災意識の高揚を図ります。</p> <p>消防署と連携を取りながら防災に関する情報提供に努め、火災等の災害が発生した際に適切かつ迅速に行動できるよう指導します。</p> <p style="text-align: right;">担当課：総務課 ・ 高齢者支援課</p>
② 防犯知識の普及	<p>高齢者の被害が多い振り込め詐欺等の防犯に関する情報提供を行い、防犯意識の醸成を図ります。</p> <p>また、警察署及び防犯協会との連携を図り、地域ぐるみでの防犯活動を促進します。</p> <p style="text-align: right;">担当課：環境生活課</p>
③ 交通安全対策の充実	<p>高齢者を対象とした交通安全教室を開催する等、交通安全意識の普及啓発に努めます。</p> <p>高齢ドライバーの運転免許証の自主返納を推進するため、市内循環バスの運賃割引等を行います。</p> <p style="text-align: right;">担当課：環境生活課</p>
④ 避難行動要支援者の把握と対策	<p>災害が発生したときに備え、自力で避難することが困難で支援を要する者をあらかじめ把握し、避難行動要支援者名簿を更新します。</p> <p>民生委員・児童委員等の関係団体と連携し、個別計画を策定し、災害発生時における避難行動支援及び安否確認並びに避難した後の対応に役立てます。</p> <p style="text-align: right;">担当課：福祉課 ・ 総務課 ・ 高齢者支援課</p>

## (6) 介護家族に対する支援の充実

ヤングケアラーも含めた家族介護者の身体的・経済的・心理的な負担を軽減するための支援の充実に取り組みます。

### 【実施事業】

事業名	事業内容
① 家族介護教室の開催	家族の介護をしている人や介護に関心がある人に対して、介護に関する知識や技術等を学ぶための家族介護教室を開催します。 介護者の要望に応えられるよう内容の充実や開催回数の増加に努めます。 担当課：高齢者支援課
② 紙おむつの給付	要介護認定を受けている在宅高齢者に対し、紙おむつを現物支給することにより、要介護者又は介護家族の経済的負担の軽減を図ります。 担当課：高齢者支援課
③ 家族介護慰労金の支給	介護保険サービスを利用せずに在宅で要介護者を介護している家族に対し、精神的及び経済的負担の軽減を図るため、家族介護慰労金を支給します。 担当課：高齢者支援課
④ ヤングケアラーへの支援	地域包括支援センターの総合相談機能の活用や家族介護者に対する介護教室の実施、認知症カフェにおける専門職による介護者への相談支援など、ヤングケアラーも含めた家族における介護負担の軽減の取り組みを進めます。

## (7) 匝瑳市版生涯活躍のまちの推進

匝瑳市版生涯活躍のまちの事業主体である社会福祉法人九十九里ホームが、飯倉駅前地区に整備した、認定こども園、特別養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、地域交流施設等を活用することにより、新たな地域の雇用を創出するとともに、本市と事業主体が連携して、都市部の中高齢者や地域の人々にとって魅力のある事業や地域のにぎわいを増やすための事業を行い、匝瑳市版生涯活躍のまちを推進します。

今後も事業主体や関係団体、地域住民等と連携し、地域住民等との連携を図ることにより、誰もが居場所と役割を持ち、交流活躍できるまちづくりを目指します。

担当課：企画課

## 4 介護保険サービスの充実

### (1) 介護保険サービス提供基盤の指導

介護保険サービスの基盤の強化を図るため、広報活動の充実や事業者情報の公表、事故対応の促進、**介護保険施設等の整備**、介護サービス事業所の経営支援など多角的な支援に取り組みます。

#### 【実施事業】

事業名	事業内容
① 広報の充実	高齢者やその家族に介護保険制度の内容及び利用の方法等が十分に理解されるよう、広報の充実に努めます。 担当課：高齢者支援課
② サービス提供事業者情報の公表	介護保険法による指定を受けた介護サービス事業所の一覧について、厚生労働省が管理運営し、事業者の概要や特色、運営状況等が確認できる「介護サービス情報公表システム」や、千葉県が管理運営し、千葉県内の同法による指定を受けた介護サービス事業所を掲載している「ちば福祉ナビ」を市のホームページから閲覧できるようにします。 担当課：高齢者支援課
③ 事業者に対する指導・助言	介護サービスに関する苦情・通報等については、適切な状況把握及び分析を行い、必要に応じて介護サービス事業者に対して指導・助言を行います。 介護サービス事業者による不正行為を未然に防止するため、介護サービス事業者に対し、法令等を遵守するための業務管理体制に関する監督を行います。 担当課：高齢者支援課
④ 介護サービス提供中の事故への適切な対応の促進	事故が発生した場合は、事業所から事故の概要や、事故に対する対応、再発防止に向けての今後の取組等について報告を求め、事故の再発防止につなげます。 担当課：高齢者支援課
⑤ 立入調査権の効果的な行使	地域密着型サービス事業所や、居宅介護支援事業所を中心に、制度改正等に関する説明を行う「集団指導」を実施します。 サービスの取扱い及び介護報酬請求等に関することについて事業所及び従事者に対し周知を行う「実地指導」を計画的に実施するとともに、必要に応じて「監査」を実施します。 担当課：高齢者支援課
⑥ 介護保険施設等の整備	既存の介護保険施設及び開設予定の施設を活用することにより、必要なサービス提供に努めます。 担当課：高齢者支援課
⑦ 介護保険法以外の高齢者施設の設置	自立して生活することに不安がある、あるいは要介護度が低い高齢者向けの施設に下表のものがあります。 高齢者施設を主管する県と情報共有を行い、施設の適切な設置に努めます。 担当課：都市整備課・高齢者支援課

<p>⑧ 介護経営の協働化・大規模化および財務状況の見える化への支援</p>	<p>介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効に活用するため、介護サービス事業者の経営の協働化や大規模化に対する支援を行います。</p> <p>リスクマネジメントの強化や財務アドバイスの情報提供など財務状況の見える化への支援を図ります。</p>
--	---

【成果目標】

項目名	実績	目標		
	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置状況及び予定 (有料老人ホーム) (か所/人)	0/0			
設置状況及び予定 (軽費老人ホーム) (か所/人)	1/50			
設置状況及び予定 (サービス付き高齢 者向け住宅)(か所/ 人)	3/71			
設置状況及び予定 (養護老人ホーム) (か所/人)	1/50			

## (2) 介護支援専門員へのサポートの充実

介護支援専門員の支援の強化に向けて、資質向上の研究や研修支援及び困難事例への対応等の支援を行うとともに、介護サービス事業者におけるハラスメント対策も推進します。

### 【実施事業】

事業名	事業内容
① 介護支援専門員の資質向上	居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と協働し、適切なケアマネジメントに資する研究や研修を支援します。 担当課：高齢者支援課
② 介護支援専門員に対する相談・支援	個々の介護支援専門員が抱える困難事例への対応として、地域ケア会議の開催支援、サービス担当者会議の開催支援等を行います。 市内居宅介護支援事業所巡回訪問を実施し、サポートします。 担当課：高齢者支援課
③ ハラスメント対策の推進	令和3年度介護報酬改定において、全ての介護サービス事業者に、ハラスメント対策として必要な措置を講ずることが義務づけられたことを踏まえ、介護サービス事業者に対するマニュアルの周知等、ハラスメント対策の推進に向けた体制整備の支援・連携体制の強化を行う等、介護職員が安心して働くことができるよう、職場環境・労働環境の改善を図っていきます。



### (3) 介護人材の育成・確保

介護事業の担い手となる人材を今後も安定して確保していくため、地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する支援を行うほか、業務の効率化や、やりがいをもって働き続けられる環境づくり等、福祉介護の環境整備に取り組む事業者の支援を推進します。

#### 【実施事業】

事業名	事業内容
① 事業者間の情報交換や研修等開催の充実	千葉県福祉人材確保・定着海匝地域推進協議会を通して、県や関係機関と連携しながら介護の仕事の紹介や講演会等を実施し、介護人材の確保及び定着を図ります。 担当課：高齢者支援課
② 外国人等の新たな人材の確保	介護に従事する人材の不足が見込まれるため、介護職員初任者研修の受講費用助成等を行い、新たな人材の就業を促進します。 担当課：高齢者支援課
③ 介護サービス事業者の雇用支援	匝瑳市雇用促進協議会と連携して合同就職説明会及び面接会を開催する等、介護職の雇用機会の確保を図ります。 担当課：商工観光課
④ 介護現場における負担軽減のための業務改善の推進	介護ロボット導入に係る国・県の補助金について、介護事業者へ情報提供を行い、介護事業所における介護ロボット導入を支援します。 県と連携し、ICT を活用した業務効率化や介護人材がやりがいをもって働き続けられる環境づくりに取り組む事業所を周知することで、市内に取り組みが広がるようにしていきます。

### (4) 低所得者への負担軽減

低所得の方への適正な減免・軽減制度の実施のほか、費用負担の公平化への住民の理解の促進を行います。

#### 【実施事業】

事業名	事業内容
① 低所得者の保険料軽減	介護サービス給付費や地域支援事業費の財源である 50%の公費負担分に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減を図ります。 担当課：高齢者支援課 ・ 市民課
② 社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減事業	社会福祉法人が、介護保険サービス利用者負担額軽減の際に負担した費用について助成を行います。 担当課：高齢者支援課

## (5) 介護給付等費用の適正化

介護給付等において、定期的に進捗状況の把握と評価を行い、介護給付等に要する費用の適正化を図ることにより、持続可能な制度の運営に努めます。

### 【実施事業】

事業名	事業内容
① 要介護認定の適正化	<p>市職員が認定調査の内容について全件点検を行います。</p> <p>匝瑳市介護認定審査会の合議体間における一次判定から二次判定への軽重度変更率の差等の分析を行い、分析結果を匝瑳市介護認定審査会委員へ情報提供することで合議体における審査基準の平準化を図ります。</p> <p>担当課：高齢者支援課</p>
② ケアプランの点検等	<p>居宅介護支援事業所に対する介護給付費適正化ソフトのヒアリングシートを利用して、居宅介護支援事業所に対するケアプラン確認を行います。</p> <p>住宅改修及び福祉用具購入・貸与において、申請書等による書類審査に加え、書類での確認が困難な事例については状況等を確認するために訪問調査等を行い、利用者の状態にそぐわない住宅改修等が行われないよう点検し、給付の適正化を図ります。</p> <p>利用者にサービス実績を通知し、実際に利用したサービスとの整合性を確認してもらうことで、事業者による不正請求の防止及び過剰なサービスの抑制を図ります。</p> <p>担当課：高齢者支援課</p>
③ 医療情報との突合・縦覧点検	<p>千葉県国民健康保険団体連合会の審査情報をもとに、重複請求等を点検し、誤った請求を是正します。</p> <p>担当課：高齢者支援課</p>

### 【成果目標】

項目名	実績	目標		
	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護認定の適正化 (%)	100			
ケアプランの点検 (回)	3			
住宅改修等の点検 (件)	4			
介護給付費通知 (回)	2			
縦覧点検・医療情報 との突合(回)	12			

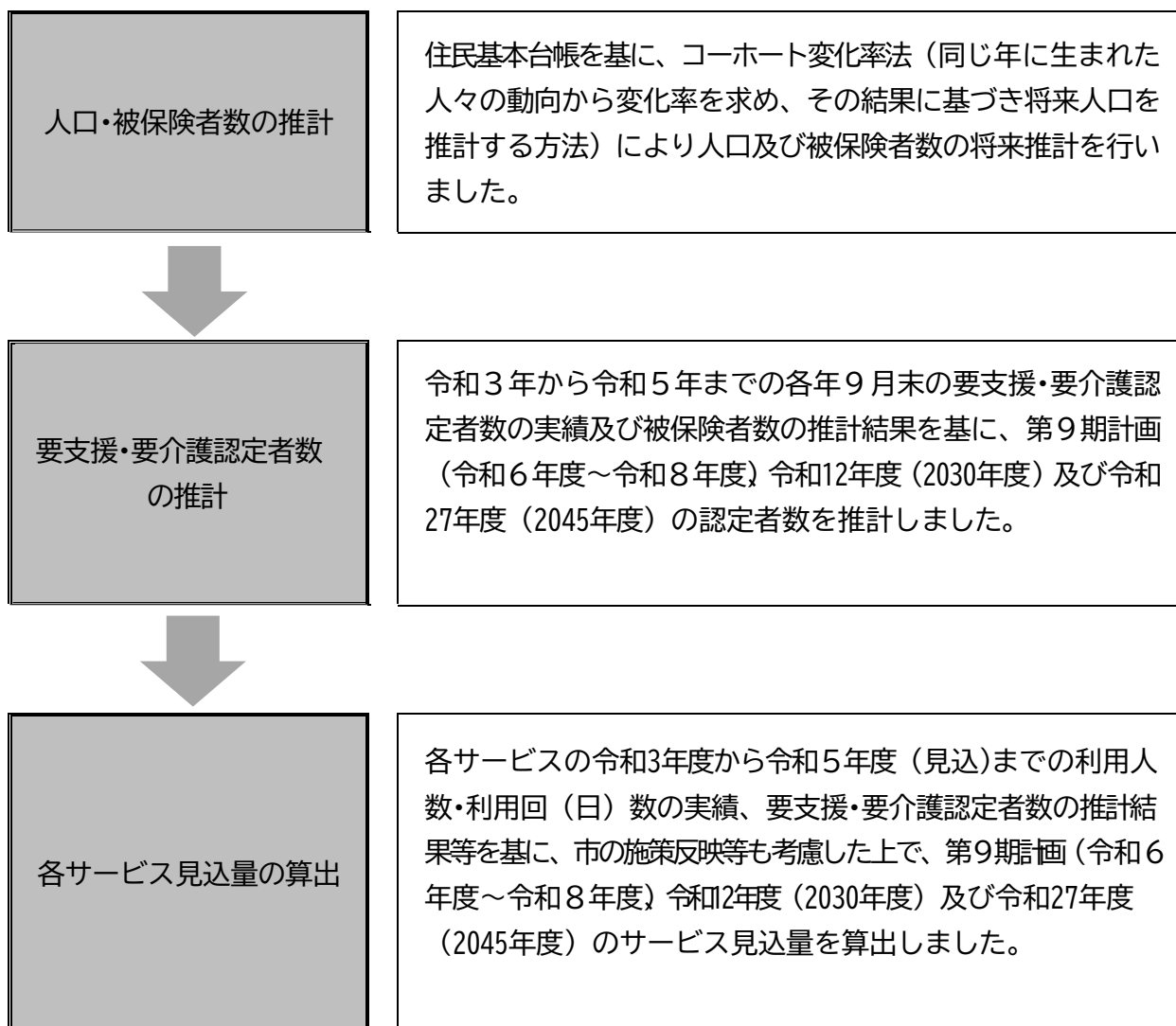
# 第5章 介護保険事業の推進

## 1 推計の手順

### (1) 地域包括ケア「見える化」システムによる将来推計

第9期計画（令和6年度～令和8年度）、令和12年度（2030年度）及び令和27年（2045年度）の介護保険サービス量は、「地域包括ケア「見える化」システム」を用いて、次のようなステップを経て算出、検討を加え確定しました。

#### サービス見込量の推計手順



## (2) 被保険者数の推計

本市の第9期計画及び中長期の被保険者数の推計は次の通りです。

中長期の推計値については、本計画策定時の参考値とし、次期計画の策定時等に改めて本市の現状に基づく将来推計を行うものとします。

被保険者数の推計

単位：人、%

	実績	第9期計画				中長期			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度	
総人口（人）									
第1号被保険者									
	65～74歳								
	75～84歳								
	85歳以上								
第2号被保険者									
高齢化率（%）									

### (3) 要支援・要介護認定者数の推計

本市の第9期計画及び中長期の要支援・要介護認定者数の推計は次の通りです。

被保険者数の推計と同様に、中長期の推計値については、本計画策定時の参考値とし、次期計画の策定時等に改めて本市の現状に基づく将来推計を行うものとします。

要支援・要介護認定者数の推計

単位：人

	実績	第9期計画			中長期			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援1								
要支援2								
要介護1								
要介護2								
要介護3								
要介護4								
要介護5								
合計								

## 2 介護サービス給付の推移と見込み

### (1) 介護保険で利用できるサービス

サービス名		予防給付	介護給付
		要支援1・2	要介護1～5
居宅サービス	(1) 訪問介護		○
	(2) 訪問入浴介護	○	○
	(3) 訪問看護	○	○
	(4) 訪問リハビリテーション	○	○
	(5) 居宅療養管理指導	○	○
	(6) 通所介護		○
	(7) 通所リハビリテーション	○	○
	(8) 短期入所生活介護	○	○
	(9) 短期入所療養介護	○	○
	(10) 特定施設入居者生活介護	○	○
	(11) 福祉用具貸与	○	○
	(12) 特定福祉用具販売	○	○
	(13) 住宅改修	○	○
	(14) 介護予防支援・居宅介護支援	○	○
地域密着型サービス	(15) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護		○
	(16) 夜間対応型訪問介護		○
	(17) 小規模多機能型居宅介護	○	○
	(18) 認知症対応型通所介護	○	○
	(19) 認知症対応型共同生活介護	○	○
	(20) 地域密着型特定施設入居者生活介護		○
	(21) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		○
	(22) 看護小規模多機能型居宅介護		○
	(23) 地域密着型通所介護		○
施設サービス	(24) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）		○
	(25) 介護老人保健施設		○
	(26) 介護療養型医療施設		○
	(27) 介護医療院		○

## (2) 居宅サービスの実績と見込み

### ① 訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助を行います。通院等を目的とした乗降介助も利用できます。

実績値と計画値

区分	年度	実績値 (令和5年度は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和7	令和22
介護給付	回/年								
	人/月								

### ② 訪問入浴介護

介護職員と看護職員が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。

実績値と計画値

区分	年度	実績値 (令和5年度は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和7	令和22
予防給付	回/年								
	人/月								
介護給付	回/年								
	人/月								

### ③ 訪問看護

疾患等を抱えている人について、看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

実績値と計画値

区分	年度	実績値 (令和5年度は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和7	令和22
予防給付	回/年								
	人/月								
介護給付	回/年								
	人/月								

### ④ 訪問リハビリテーション

心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けて、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。

実績値と計画値

区分	年度	実績値 (令和5年度は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和7	令和22
予防給付	回/年								
	人/月								
介護給付	回/年								
	人/月								



⑤ 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

実績値と計画値

区分	年度	実績値 (令和5年度は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和7	令和22
予防給付	人/月								
介護給付	人/月								

⑥ 通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事入浴等の日常生活上の支援や生活機能向上のための支援を日帰りでを行います。

実績値と計画値

区分	年度	実績値 (令和5年度は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和7	令和22
介護給付	回/年								
	人/月								

⑦ 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴等の日常生活上の支援や生活機能向上のためのリハビリテーションを日帰りでを行います。

実績値と計画値

区分	年度	実績値 (令和5年度は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和7	令和22
予防給付	人/月								
介護給付	回/年								
	人/月								

⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設等が短期間の入所を受け入れ、食事、入浴等の日常生活上の支援や機能訓練等を提供します。

実績値と計画値

区分	年度	実績値 (令和5年度は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和7	令和22
予防給付	日/年								
	人/月								
介護給付	日/年								
	人/月								

⑨ 短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や医療施設等が短期間の入所を受け入れ、日常生活上の支援や機能訓練、医療的観点から見た治療や療養、看護等を提供します。

実績値と計画値【介護老人保健施設】

区分	年度	実績値 (令和5年度は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和7	令和22
予防給付	日/年								
	人/月								
介護給付	日/年								
	人/月								

実績値と計画値【医療施設等】

区分	年度	実績値 (令和5年度は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和7	令和22
予防給付	日/年								
	人/月								
介護給付	日/年								
	人/月								

⑩ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している高齢者に、食事、入浴等の日常生活上の支援や機能訓練等を提供します。

実績値と計画値

区分	年度	実績値 (令和5年度は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和7	令和22
予防給付	人/月								
介護給付	人/月								

⑪ 福祉用具貸与

日常生活の自立を助ける福祉用具を選ぶための援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を貸与します。

実績値と計画値

区分	年度	実績値 (令和5年度は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和7	令和22
予防給付	人/月								
介護給付	人/月								

⑫ 特定福祉用具販売〈福祉用具購入費の支給〉

入浴や排泄等に使用する福祉用具を購入した場合に、10万円（保険給付は9万円）を上限度額として福祉用具購入費を支給します（申請が必要です。）。

実績値と計画値

区分	年度	実績値 (令和5年度は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和7	令和22
予防給付	人/月								
介護給付	人/月								

⑬ 住宅改修

手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修をした場合に、20万円（保険給付は18万円）を上限額として住宅改修費を支給します（申請が必要です。）。

実績値と計画値

区分	年度	実績値 (令和5年度は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和7	令和22
予防給付	人/月								
介護給付	人/月								

⑭ 介護予防支援・居宅介護支援

居宅サービスを適切に利用できるようにケアプランの作成と調整、事業所等と連絡を行う等の支援を行います。

実績値と計画値

区分	年度	実績値 (令和5年度は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和7	令和22
予防給付	人/月								
介護給付	人/月								

### (3) 地域密着型サービスの実績と見込み

#### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて定期的な巡回や随時の通報により居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護や看護を行います。

実績値と計画値

区分	年度	実績値 (令和5年度は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和7	令和22
介護給付	人/月								

#### ② 夜間対応型訪問介護

夜間帯に、定期的な巡回や随時の対応による訪問介護を行います。

実績値と計画値

区分	年度	実績値 (令和5年度は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和7	令和22
介護給付	人/月								

#### ③ 小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせ、1つの事業所で多機能な介護（介護予防）サービスを提供します。

実績値と計画値

区分	年度	実績値 (令和5年度は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和7	令和22
予防給付	人/月								
介護給付	人/月								

④ 認知症対応型通所介護

認知症の高齢者を対象に、デイサービスを行う施設等で、日常生活上の世話や機能訓練等の介護（介護予防）サービスを提供します。

実績値と計画値

区分	年度	実績値 (令和5年度は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和7	令和22
予防給付	回/年								
	人/月								
介護給付	回/年								
	人/月								

⑤ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者を対象に、共同生活する住居で、日常生活上の世話や機能訓練等の介護（介護予防）サービスを提供します。

実績値と計画値

区分	年度	実績値 (令和5年度は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和7	令和22
予防給付	人/月								
介護給付	人/月								

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等の特定施設のうち、入居定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人に、日常生活上の世話や機能訓練等の介護サービスを提供します。

実績値と計画値

区分	年度	実績値 (令和5年度は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和7	令和22
介護給付	人/月								

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人に、日常生活上の世話や機能訓練等の介護サービスを提供します。

実績値と計画値

区分	年度	実績値 (令和5年度は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和7	令和22
介護給付	人/月								

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、介護と看護の一体的サービスの提供を受けることができます。

実績値と計画値

区分	年度	実績値 (令和5年度は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和7	令和22
介護給付	人/月								

⑨ 地域密着型通所介護

入所定員が18人以下の小規模な通所介護施設で食事、入浴等の日常生活上の支援や生活機能向上のための支援を日帰りで行います。

実績値と計画値

区分	年度	実績値 (令和5年度は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和7	令和22
介護給付	回/年								
	人/月								

## (4) 施設サービスの実績と見込み

### ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で居宅での生活が困難な方の入所を受け入れ、日常生活上の支援や機能訓練、療養上の世話等を提供します。

実績値と計画値

区分	年度	実績値 (令和5年度は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和7	令和22
介護給付	人/月								

### ② 介護老人保健施設（老人保健施設）

在宅復帰を目指している方の入所を受け入れ、リハビリテーションを中心としたケアを行います。

実績値と計画値

区分	年度	実績値 (令和5年度は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和7	令和22
介護給付	人/月								

### ③ 介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする方の入所を受け入れ、機能訓練や医療、介護等を提供します。

実績値と計画値

区分	年度	実績値 (令和5年度は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和7	令和22
介護給付	人/月								



#### ④ 介護医療院

日常的な医学管理や看取り・ターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設において、医療と介護を一体的に提供します。

実績値と計画値

区分	年度	実績値 (令和5年度は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和7	令和22
介護給付	人/月								

### 3 地域支援事業の事業内容

本市では、地域支援事業として次の事業を実施します。

区分	事業名
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業
	第1号訪問事業
	第1号通所事業
	第1号生活支援事業
	介護予防ケアマネジメント事業
	高額介護予防サービス費相当事業
	高額医療合算介護予防サービス費相当事業
	一般介護予防事業
	介護予防普及啓発事業
	地域介護予防活動支援事業
	地域リハビリテーション活動支援事業
	その他諸費
	介護予防・日常生活支援総合事業費審査支払手数料
	包括的支援事業
総合相談事業	
権利擁護事業	
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	
在宅医療・介護連携推進事業	
生活支援体制整備事業	
認知症施策推進事業	
地域ケア会議推進事業	
任意事業	配食サービス事業
	紙おむつ給付事業
	認知症見守りネットワーク事業
	介護給付等費用適正化事業
	家族介護教室事業
	家族介護慰労金支給事業
	住宅改修支援事業